

第51回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第3日）

平成24年6月19日（火曜日）

出席議員 (18名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志	6番	松 尾 文 雄
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	矢 内 作 夫	14番	石 黒 永 剛
	15番	山 田 弘 治	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 糸	18番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席	議会事務局長	船 曳 覚	書 記	尾 崎 基 彦
職員職氏名	書 記	高 橋 真 弓		
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 迢 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	平 井 隆 樹	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	梶 生 隆 弘	健康福祉課長	森 下 守
	農林振興課長	茅 原 武	商工観光課長	横 山 芳 己
	建 設 課 長	上 野 耕 作	上下水道課長	小 林 裕 和
	生涯学習課長	和 田 進	天文台公園参事	安 本 泰 二
	上 月 支 所 長	岩 本 弘 美	南 光 支 所 長	上 谷 和 之
	三日月支所長	塚 崎 康 則	会 計 課 長	前 澤 敏 美
	消 防 長	敏 蔭 将 弘	教 育 課 長	坂 本 博 美
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1 . 一般質問

午前 10 時 00 分 開議

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にありがとうございます。

ただ今から、本会議を始めるわけでありまして、今回、今日と明日、予定していただきますのは一般質問でありまして、9 名の方から通告をいただいております。本日は、5 名、予定をいたしております。

朝、教育長の方から、台風 4 号に状況を見ましてですね、小学校、中学校、高等学校とも臨時休校というご報告をいただいております。大変心配をしておるわけでありまして、この台風 4 号につきましては、大変、勢力が強くてですね、風速は、陸上で 25 メートルと。そして、1 時間雨量 80 ミリというような状況の中で、時速約 30 キロで移動しているということでありまして、近畿地方ではですね、午後 6 時ぐらいが一番接近すると、このように、報道されております。

本日のですね、一般質問の途中にですね、水防指令 2 号が出ますと、このテレビ中継ができません。水防指令が出ますと、川の状況等ですね、住民の皆さん方に、テレビで流すために、中継ができません。その水防指令が、2 号が出た時点で、議員の皆さん方に、議会運営委員会に相談していただいて、本日、続行するかどうかを決めたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、始めます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第 1 . 一般質問

議長（西岡 正君） 日程第 1 は、一般質問であります。

9 名の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次議長より指名をいたします。

まず初めに、3 番、岡本義次議員の発言を許可いたします。

〔 3 番 岡本義次君 登壇 〕

3 番（岡本義次君） おはようございます。3 番議席、岡本義次でございます。よろしくお願いいたします。

梅雨前線も北上し、9 日には、先日ですね、土曜日には、朝から 1 日、雨でございました。

また、今日も、台風 4 号の大型が、日本を縦断するように報道されております。大きな影響が出なければと願っておるところでございます。

こちら辺はですね、400 ミリの予想もされておりますので、そういう土砂崩れ、また、河川改修等、今、工事やっておりますけれど、そういう 2 年前のようなことにならないように願っておるところでございます。

6月の15日にですね、西新宿のおじいちゃん、おばあちゃんの菖蒲園が開園されました、私も、10年ほど前から草刈りや車の誘導等応援に行かせてもらい、先日の日曜日にも、朝から1日、応援に行っていました。約700人近い方がみえてですね、忙しかったわけですが、家で、暇をもてあそばれている方は、草刈りや車の誘導や草取り等、また、応援に来ていただいたり、役場職員や議員の皆様も、家族連れで、お花を見にやって来ていただいたらと思っております。

本日は、3件の一般質問をさせていただきます。1件については、若者が残れる政策を、この場で質問させていただきまして、2件目の生涯学習課の役割はと、役場前駐車場については、議員席からの質問とさせていただきます。

では、最初の1件につきまして、佐用町は、平成22年度生まれた子供の数が激減し、100人を切ってしまいました。

私の住んでいる円光寺も集落70戸余りあるんですけど、久崎小学校に通っている児童は、2名という寂しさでございます。久崎地区の久崎小学校に入学した1年生は、10名ということで、本当に子どもの数が激減しております。何とか、若者が、地元に残り、結婚し、保育園や小学生、中学生が増えるまでいかなくても、現状維持の、そういうことに、何とか努めなければならないのではないのでしょうか。

そして、次のことを町長に伺っていきたいと思います。

1つ、今のような状態であれば、まだまだ減っていくと思いますが、このような状態は、町長はどのようにお思いになっておりますか。

1つ、若者が残れる為に町として、今まで、どんな政策をされてきましたか。

1つ、今後どのような、政策をされますか。

1つ、佐用町内の住民の年間所得、民間のアンケート等、取られておりますか。

1つ、昨年、佐用町役場職員平均で年収638万円であり、先日の広報をいただいて確認したら、645万円となっております。これは、昨年のデータでございますので、たつの市が608万円で、30万円も佐用町の方が多いようなことになってございました。それで、私が、民間の所得はいくらですかと聞いたのは、民間と比べられたら年収比では、どうでしたでしょうか。

1つ、佐用町でいただける、町民税、固定資産税、全税収がですね、22億2,100万。役場職員の人件費が、昨年では33億円と書いてありますが、先日いただいた広報では、30億6,100万となっております。このいびつさを、町長は、どのようにお思いになりますか。

1つ、国が国家公務員等2割カットで協議しておりますが、佐用町も1割カットし、その金額と国からいただいた交付税等を合わせて、若者が残れる政策はできないのでしょうか。

1つ、一例として、年老いて自分の田畑でさえ作れない人が増えつつありまして、放棄田、放棄耕作、そういうふうな人が増えつつあります。そういうふうな所を、ある程度集約し、用地料金も固定資産税も要りませんと。そして、役場職員の給料、われわれも、3役含めた、そういう、10パーセントをカットした金なり、そして、町内のいたれる資源、水のある所へ、今日もNHKでやっておりましたけれど、小さな水路にあった水力発電を回しながらし、図書館、体育館、学校等の屋根にソーラーパネルを貼り、電気を関西電力に売電し、使用する電気代も出し、企業も呼び、佐用町の住民を雇用するバーター的な協定書を結び、呼ぶようなことはできないのでしょうか。そういうようなことも考慮に入れて、ひとつ考えていただけたらと思っております。

この場の質問は、以上でございます。

議長（西岡 正君）

はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逎典章君 登壇〕

町長（庵逎典章君）

皆さん、改めまして、おはようございます。

冒頭、議長からお話がありましたけれども、台風４号が接近をいたしております。今日の夕方ぐらいが、一番接近してくるのではないかとということで、非常に強い勢力を保ったまま接近をしていくということで、町としても、厳重な警戒態勢をとっておりますけれども、既に、大雨洪水警報も発令をされております。町民の皆様にもですね、十分に警戒をしていただき、注意をしていただきますように、どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、岡本議員からの最初のご質問にお答えをさせていただきます。

若者が残れる政策ということについてのご質問でございますが、まず、国の状況、そして、佐用町の現状と政策。また、今後の政策についてご質問にお答えをさせていただきます。

今、私達の国、日本の国の状況といたしまして、歴史上、かつて経験したことのない少子・高齢化が進み、人口減少社会に突入し、これまで、築き上げてきた社会制度では、社会全体が維持できない困難な時代を迎えております。その中でも、過疎地域と言われる全国の地方の農山漁村におきましては、その状況、変化は、非常に激しく、厳しい状況の中で、佐用町におきましても、戦後の高度成長期の時代から若い人達が、都市部へ流出をし、人口の減少が続いてきております。

ご指摘のとおり出生率も年々低下する中で、町内の出生数も減少傾向を来してきておりましたけれども、平成 22 年度の出生数は、男 48 人、女 49 人で合計 97 人でございました。ただ、平成 23 年度は男 59 人、女 58 人で、合計 117 人と、前年度を少し上回る出生数となり、出生率の低下に、少し歯止めがかかったのかというふうに嬉しく思っておりますけれども、ただ、今年の成人式での成人数は、240 人以上ございましたし、また、本年 4 月に小学校への入学児童数は 133 人と比べると、非常に少なく、残念ながら、今後も少子・高齢化と過疎化の傾向は続いていくことが推測をされております。人口は自治体運営の基礎であり、町の将来を担う若者世代の定住対策は、町の将来を左右する極めて重要な課題であると認識をいたしております。

その若者の定住を促進するために、いろいろな施策を、これまでも行ってきたしておりますけれども、1 つは、例では、佐用町の長尾地内にあります雇用促進住宅を買い取り、新婚世帯や子育て世帯、また、町内の企業に勤める単身者の家賃を減額する料金体系を設け、平成 22 年度から、町営の定住促進住宅として運営を始めており、現在は、ほぼ満杯の状態であります。さらに本年 4 月から、新婚世帯や子育て世帯が入居をしやすくするために、町営住宅の入居に関する収入基準を見直し、運用を図っております。

また、商工会青年部を中心とした若い世代の皆様とともに、町内の独身男性と町外の独身女性の出会いの場をつくる婚活事業を実施するほか、昨年は姫新線を活用した婚活列車も運行し、町内外から多くの参加を得たところでございます。

そのほか、さよう子育て支援センターを中核として、平成 22 年度から町民相互で子育てを支え合うファミリーサポートセンター事業を実施し、若者・子育て世代の側面的支援を図るほか、乳幼児医療の対象拡充などによる経済的支援など多面的な支援策を講じ、より良い子育て環境の整備に取り組むと同時に、若者・子育て世帯にとって、暮らしやすいまちづくりを推進してきております。

さらに、佐用町が情報過疎とならないために、全町域に光ファイバーを敷設し、都市部にも劣らない社会インフラを整備し、佐用町の大動脈である姫新線の新型車両導入と高速

増便化を実施することで、若い世代の皆様さんにとっても、魅力あるまちづくりを進めてまいりました。

一方、町内の各地域づくり協議会を中心に、先人から引き継いできた地域の資源を生かした様々な活動が行われております。これらの活動は、特に子どもたちにとって、自分の生まれた町を愛し、これからもこの町に根ざして暮らしていくための、誇りの醸成に結びついているというふうに信じております。

以前の議会答弁でも申し上げましたが、実際に起きている少子・高齢化や人口減少など、数値のみの事象に捉われると、負のイメージとして捉えられる事象が続く、その状況を覆すことは、極めて厳しい状況であると考えておりますが、しかし、佐用町は、全国の同様の過疎地域の町とも比べて、暮らしに必要な交通アクセス、また、教育機関、医療施設、介護施設等、恵まれている点も多くあるというふうに思っております。過疎を食い止める特効薬はありませんけれども、地道な社会インフラ整備、若者子育て世帯の皆さんはもとより、誰もが暮らしやすい多面的な政策展開に加え、地域住民の皆さんによる佐用町に住む誇りを育む活動が行われている中で、過疎化、少子高齢化から佐用町を守り、若者世代の定住につなげるほかはないというふうに考えております。

次に、役場職員等の人件費関係の質問でございますが、佐用町では、合併以降、退職者数に対し、新規採用者数を抑制し、町の規模に応じた職員数の適正化を推進してきております。また、現在も実施している勤奨退職を更に継続して実施することで、職員の新陳代謝を促し、職員の年齢構成を適正にする必要もあるというふうに認識をいたしております。

次に、職員給与に関する質問でございますが、いろんな比較をする場合、どんな職種、どんな会社、また、団体、また、誰と比べるかというのは、非常に難しい問題であります。ただ、佐用町の職員は、地方公務員であります。そういう公務員給与制度全般として、他市町と比べて、決して高いというふうには思っておりません。当然、公務員給与制度の中で平均的な給与水準を維持するということ。このことは、町としても必要であろうというふうに思っております。

しかし、平均年齢が他市町に比べて高いということは、平均給与を押し上げているという原因にもなっていることは確かだというふうに思います。

現在も実施をしております、勤奨退職を更に継続して実施することで、職員の年齢構成を適正にする必要があるというふうに考えております。

また、町内の民間との比較ということにつきましては、そのような調査、データはありませんので、比較はできません。

次に、税収と役場職員の人件費についてでございますが、税収に比して人件費がということより、本町の行政執行に適正な職員数を確保することが大前提であり、そのために交付税や他の財源収入の確保に努めると同時に、定員適正化計画に基づき、職員数の適正化を進めているところであります。合併時の職員数との比較では本年4月1日現在で、約、合併当初から17パーセント、72人の減少となっておりまして、今後さらに計画的に削減を進め、人件費の削減に努めていきたいというふうに考えております。

次に、職員給与、カットということにつきましては、職員数の削減を進めることで人件費の削減を進め、財源を、新たな財源にしていきたいというふうに考えております。

また、若者の皆様が定住できる政策は、先ほど申し上げましたが、町民の皆様と行政が知恵を出し合い、考えてまいりたいというふうに、今後とも思っております。

次に、固定資産税を無料化し、使用する電気代も出すなどして、企業を呼び、佐用町の住民を雇用するような内容の事業がやれないかというご質問でございますけれども、現在、町有地の有効活用の検討を進めておりまして、鳥取自動車道の残土処分地の広大な土地と立地条件を活用し、メガソーラー施設を建設するという研究も進めております。

当然、そこで発生する電力を売電するほか、また、関連企業等と連携した事業展開の中で、新たな雇用や所得を生むことも考えて、研究、検討を続けて、してまいっております。この件につきましては、以上で、この場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、それでは、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） はい、ありがとうございます。

私がですね、役場職員の方の 10 パーセントというのはですね、やはり、商工観光課等ですね、佐用の事業所、例えば、5 人以上、使っていらっしゃる所にアンケート用紙をですね、何人使っていらっしゃいますか。年収は、いくらですか。ボーナス出ておりますか。というようなことをすれば、直ぐ、分かることなんです。そしたら、やはりですね、私も、町の人とよく会って、お話する中でですね、やはり、役場の方は、それだけ、能力もあり、試験も受けられて入られておるわけでございますけれど、合併期間の 10 年が、後まあ、2 年余りで切れまして、5 年、坂を下りるような格好の中で、8 億、12 億と、交付税が減って参ります。そうした時に、そういう、見合う税収というものは、若者がいない。企業はいない。そういうような中で、やはり、それに見合う、今までできておりましたようなサービスもできなくなりつつ、できてくると思います。そうした時に、やはりですね、そういう民間との比較もしていただいてね、もう少し、皆さんが、日本のですね、民間の大企業も含めた年収が、平均で 330 万円と言われております。ですから、佐用町におきましては、300 万円前後じゃないかとも思います。まあ、たくさん、もらっていらっしゃる方は、それよりもたくさん収入もある方もいらっしゃいますが、平均すればですね、やはり、ボーナスも貰っていらっしゃる方の方が少ないんじゃないかと思っております。

ですから、私は、役場職員が、こういう現状を一番ですね、分かっているやうにと、このように認識しているところでございます。

ですから、やはり今、将来、若者を少しでも、佐用高校を出た子ども達が、地元に残って、また、大学出た子も地元へ帰ってでも、少しでも就職する所があれば、結婚し、保育園や小学校、中学生の子ども達が、少しでも、歯止めにかかってですね、そういうことを、残れるような格好の中でですね、ひとつ考えていただきたいということで、一例を挙げたのでございます。

そこで、商工観光課長、3 カ月以内に、こういう佐用町の民間データ取ってください。それ、できますか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） 町長。

町長（庵逄典章君） 民間データと言ってもですね、たくさんのいろんな事業所や、いろんな職種があります。どこを、どう比較するかというのは、非常に難しいし、そういう物をね、商工観光課に取れということは、それは、難しいです。できません。

また、役場職員等のみ、比較をされます。当然まあ、役場職員としては、町内のですね、状況、経済状況、いろんな面は、多面、多くの面、やはりよく認識し、また、知っておかなければいけないということは、十分、それは理解をいたしておりますし、役場職員としても、その認識をしなければならないというふうに思います。

ただ、町内にもですね、いろいろな職種があります。公務員と言ってもですね、役場職員だけではなくて、県の職員もおられますし、学校職員、教職員もおられます。また、農協とかですね、郵便局とか、いろいろな、企業も、事業もあります。

ですから、そういう中で、私も、確かに、非常に、所得が少ない方もいらっしゃることも十分認識しておりますし、逆に、高い所得を得られている方もおられることも知っております。

ですから、こういう社会の中でね、十分、町としては、何ができるか。行政として、町としてできることというのは、本当に、全てのことができるわけじゃありませんけれども、しかし、少しでも、そういう、少なくとも、底辺に目を向けて、少しでも暮らして、暮らしやすい、また、安心して暮らせるようにするためにはどうするかということで、経費の節減を図りながら、少し、いろんな政策、福祉サービスなり、行政サービスができるようにですね、また、これを将来とも維持できるように、財政運営も考えてやっておりますし、ですから、交付税ほかですね、いろんな収入を得るためのですね、交付税が非常にまあ、大きな財源になっておりますけどもね、それも、少しでも多くの交付をいただけるように努力をし、今のところ、町としてはですね、健全な、ある意味では健全な財政運営を続けているという中でね、将来に対しての、言われる心配もありますから、それに向けて、やっぱり、今、しっかりと準備をしているということでもあります。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） 先日ですね、NHKのテレビ、トヨタ、車作っておる会社がですね、インドネシアの方へ、外地へ出て行くという中で、下請けの企業におきまして、残れば仕事なくなる。やはりトヨタと同じように行かなければということで、そういうテレビ、ドキュメンタリー的にもやっておりましたけれど、残っても地獄、進んでも成功するとは、いうようなことで、進出してもまあ、地獄というような、そんだけ、世の中の経済、並びに、そういうようなのが、もの凄い速さで動いておるわけでございます。

まあ、グローバルと言いまして、世界が1つになりつつある中で、やはり、そういうことが、企業におきましては、やはり、じっとして、それに対応できなければ、倒産するということでございますし、直ぐ、社員等も、明日とも言えぬ、その、どういう、雇用状態も不安な状態でございます。

そうした時に、やはりですね、役場等は、そういうわけにはいきません。それは、行政でございますんで、当然、そういう企業とは、一般的に比べることはできませんが、やはり、そういう社会のスピードさにおいても、役場の対応としては、福島原子力発電が、メルトダウンし、自然エネルギーを、この7月からですね、キロワット 42 円で、ソーラーを各電力会社が買い取るという制度もできております。

3 日、4 日前のテレビ、NHKで、佐用町ですね、平井課長ほか3人程が、淡路のソーラーの研究視察に見えておりました。そこらへんも含めてですね、やはり対応が、ちょっと遅いような気がします。7月から、もうするんであれば、もっと早くから、今、町長が、横坂の、その残土処理の所にも、そういうことも、まあ、考えつつあるということでございますけれど、残土処理においても、もう1年前から、こうやって、空いておったわけでございます。

ですから、どうしたら、そういうやつが、有効活用できるかということも含めてね、やはり、もっと、7月から、もうこの7月から、そういう買取制度ができてくるということ

であれば、私が前にも申しましたように、佐用町には、千種川や佐用川の水源、200、300メートルの上流から、今の農水路に引き込んで、水量が、20、30センチもあれば、今日の朝のNHKで、小型の水路に合った発電をすることによって、そういう発電を起こすことができる。

そしたら、今ですね、ハウス栽培なんかされておる方もね、そういう水路を、発電起こすことによって、メロンとか、トマトとか、イチゴでも作ればね、地元に残って、そういう農業でも従事してみようかというようなことも、まあ、考えられるわけです。

ですから、そういうようなことを、一早くですね、三河の方や、延吉の方へ行けば、水路に水が、ザッと流れてですね、ある程度、豊富な所もあります。当然、そういうようなところ、農林振興課、並びに、各自治会から、職員が大勢見えておりますので、そういう自治会の方も含めてね、いっきに60、70万で、作ることができれば、2、3基しておけば、その自治会費とか、また、公民館とか、広場でも、お宮直すとか、そういうようなものでも出てくるんじゃないかと思うんですよ。街路灯、防犯灯も含めて。

ですから、そういうようなことについての、調査いうんか、調べたりは、町長、されておりますか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、岡本議員もですね、いろいろな情報をですね、いろんな所で得られて、そういうお話をいただいていると。されていると思いますけれども、当然、私達も、何か、そういう、今の時代、雇用につながり、また、若者の定住につながるようなことができないのかということは、常々、当然、考えております。

ただ、今、こうした電力不足という中でですね、新たな自然エネルギーという分野。これは、環境問題から、以前から言われておりましたけれども、この度の東日本大震災、また、原発事故の中から、いっぺんにですね、それがクローズアップされております。

だから、実際にですね、それを、その採算の合うですね、また、持続できる形で、作ろう、計画をしていこうとすればですね、いろんな課題があります。

言われるように、そんなに簡単にですね、そこに水路に、50、60万で、その発電機を設置して、おもちゃのような物であればできるかもしれませんが、それを、その、生産したり、また、そこで、その地域にね、いろんな産業に活用できるというようなことになればですね、大変大きなお金が掛かりますし、特に水力というのは、非常に大きな資本が要ります。

それから、太陽光にしてもですね、中々、採算、今、42円というのが出て、7月から買取という制度になりました。これは、だから、その金額が、これはまあ、消費者が、全て負担をするわけですが、その42円というものが出された中で、じゃあ、いかに採算が取れるのか、いうことを考えた中での事業化ができるかどうかを検討するわけです。

ですから、今年中にですね、そういう計画を出すことによって、そういう事業採択がされるということで、今、いろいろと研究をさせているということでありまして、決して遅いとは思っておりません。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） 例えね、そのおもちゃのようないうて、今日も、テレビでやっておりましたけれどね、その水力でも、持ち運びがね、場所を変えることもできるんですよ。ですから、そういうようなことを、もっと、やっぱり真剣になって、勉強してみてください。

部下、370 人も、立派な部下がいっぱい。高給的な。ですから、私らと比べてね、私らやっぱり、本読んだり、また、そういう、山梨県の都留市ってあるんですよ。インターネットで見てもらったら、そういう水力発電回したりして、やっぱり、ちょっとでも、自分とこの町や村を良くしようという意気込みが表れております。ですから、そういうようなことも含めてね、やはり、まだまだ、もっと、皆、私は、いつも町長に申し上げますけれど、1つの事柄について、テーマを持って、全員が勉強して、そういうやつ、三人寄れば文殊の知恵。370 人もおったら、凄い文殊の知恵が出ると思います。

ですから、もっともっとやって、勉強していただきたいと思います。

そういうソーラーにしてもね、言いましたように、図書館や学校や、また、役場支所の上に、貼り付け可能であれば、それらを貼り付けることによってですね、赤松中学校の跡に、Kanpy という、そういう缶詰とか、飲み物、飲料水の会社も来てございます。ですから、ああいうふうな、例えば、いわゆる海外に出て行かない食品メーカーもですね、その地元の、この佐用の、こういう1つの農業体系とタイアップさせながら、また、そういう電気も補助、援助してやることによってですね、一箇所でも呼ぶような、ひとつ努力をしてみてください。そして、若者が、50 人なりとも残って、そういうようなことを、やっぱり、皆が真剣になって、考えていかんとあかんと思います。

バイオマスとか、そういうことも含めてですね、まだまだ、資源は、佐用町、山も放置されてですね、残っております。これらも役場が事業主体としてはやるわけいきませんが、そういう、1つの、されると、まあ、いわゆる土建業者の方も、この5年間の水害の工事が終わった時にはですね、仕事が、多分、激減すると思います。そういうような機械を持たれている方については、それらの、そういう方向にも進んでもらえるような、バイオマスのことも含めてね、やはり、山の整備をしながら、バイオマスで発電できるようなことも、今から研究して、勉強もしていくことが、必要じゃないかと思っております。

島根県の隠岐島、海士町というのがございます。そこは、もの凄く、危機感を感じまして、町長自ら 40 パーセントカット、管理職 30 パーセント、一般職 20 パーセントカットして、地元に残れるような政策をとということで、周り海に囲まれて、そういう牡蠣の養殖等含めて、真空パック等をしながら、そして、また、放牧等の牛の、そういう、いろいろな政策をやりながら、町を何とか、若者が、Uターン、Iターンできるような格好の中でやって、成果が出ておると聞いております。ですから、そういうようなことを含めてですね、私は、民間のデータを取ってくださいと申し上げるのは、佐用町職員は、多分、その民間、佐用町と比べれば、倍ほどの給料で、別に、それが当然、正規のことで、私が、どうこう言うわけではありませんが、今後、佐用町で、企業なり、お年寄りの年金者だけでですね、生活できるような、そしたら、公務員だけのギリシャのような格好にならないかと。民間では、働く所がなければ、皆、若者が、外へ出てしまっただけで、本当に、いなくなるとは言いませんが、そういうような状態になったらね、やはり、役場職員も学校の先生も当然、少なく、段々、段々、風船がすぼむようにね、佐用がなくなってしまいます。座して死を待つのか、今からでも体力がある時に、基金や行財政計画、そして、いろいろな土地を売却したり、また、そういう職員の 10 パーセントカットや、われわれも含めてですね、やっぱり、そういうことを、今からでもやっていかないと、佐用町が、もう本当に、段々と夕張のように近づいていくんじゃないかというふうに危惧しておると

ころでございます。

ですから、そういうようなことを、これから、立派な職員を抱えていらっしゃるの、ひとつ町長、皆さんに、テーマを持たせて、1つずつでも解決し、一箇所でも、そういう、1つの企業を、50人でも30人でも来るところがあれば、そういう所と協定結んで、商工観光課長がもう、そういう企業を走り回ってでも、また、インターネットで、そういうことを公募して、土地も、固定資産税も町が見ますよ。何だったら、電気代も、全部とまでいなくてもね、半分ぐらい持ちますというようなことでしたら、きっと来てくれる所があるんじゃないかと思います。

佐用町においては、中国道、姫鳥線、そして姫新線、智頭線、こういう交通の要所に恵まれ、スプリング8やSACLA、また、なゆた等、こういういい物がございますんで、きっと来てくれる所があると思います。

ですから、皆さん、もっともっと勉強していただきたいと思っております。

そのことについて、ひとつ、この1年でも十分、そういう全課長に、もっともっと1つのテーマ与えてやっていただけたらと思いますが、その点、町長、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 役場もですね、当然、いろんな担当者、職員、仕事をさせております。1つのテーマといっても、じゃあ、何を、今、言われるように、企業誘致を考えろというテーマ、若い人達にも、そういうプロジェクト作って、考えることも、今、プロジェクトも作らせております。

ただね、今、岡本議員は、きっとあるんだというふうに言われますけれども、中々、どこの自治体においても、今、新しい企業を誘致するということは、非常にまあ、これは、その町だけの努力ではできない。もう、経済的な、このグローバル化の中ですね、非常にまあ、企業活動も非常に難しい時代です。

町としても、当然、今、言われるような、今までの社会インフラ、整備をし、企業来ていただけるような条件づくり、また、土地においてもですね、提供できる土地も、今、お話しさせていただいたような土地もありますし、更に、今、この災害の復旧の中ですね、新しい土地が生み出されている部分もあります。そういう所は、十分、活用できるようには、当然、努力をして参ります。

ただ、そういう中でね、非常に難しいということは、当然、ご存知の、状況は、ご承知だと思いますし、それは、少なくとも、そういう、アプローチし、努力を続ける中でね、生まれてくる可能性は、当然、あるわけで、その可能性を求めて頑張っていくということであろうかと思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） まあ、町長が、合併後2期されておまして、まあ、その合併前、佐用町の町長も含めてですね、町長職をやられておりますけれども、まあ、その、町長の時に、企業、まあ今、言われたように、確か、グローバルの、外国へ行ってしまうような時代でございますけれども、難しい面はあろうかと思えます。

しかし、それ、町長が、ここへ、任期の時に、新たな、どこかの、そういう雇用できるようなところが、来たんでしょうか。むしろ、平福電機とか、上月電装におきまして、佐用町地内にあったのが、たつの市内のテクノの方へ上がってしまっていて、今までにいたっていった固定資産税も入らなくなるし、地元の雇用者も若干、通勤時間も遠くなったり。

まあ、いつも町長は、同じ、この県内の中でというおっしゃり方をしますが、やはり、もう少しですね、やはり何とかせんとあかんということを念頭に、ひとつ頑張っていたきたいと思います。

この第1件目の質問は、以上とします。

2番目の、生涯学習課の役割はということで、今年の3月議会で国民健康保険や介護保険料も掛金がアップし、町民は、年金は減るし、若者もデフレで給料も上がらず、また、消費税も上げるよう、国会で審議されております。

若者の税を負担する人が減り、老人が増え、医療費がかさみ、やむをえない状態であるが、生涯学習課も他人事では、ないはずでございます。

日本全国で、社会福祉に1兆円ずつふえつつ、佐用でも1億円増えておるというふうに聞いておりますけれど、これらも生涯学習課としても、決して人事ではなくて、その役割があるはずでございます。

そこで1つ、町民を元気でいてもらう為に、生涯学習課はどんな位置づけされておりますか。

1つ、町民が年間を通して元気になってもらうために、何をされておるのでしょうか。

1つ、ハード面、ソフト面、年間計画は、24年度分についても、どのように挙げられておりますか。

1つ、生涯学習課は正職員は何人で、臨時職員は何人でやっていらっしゃるのでしょうか。

1つ、生涯学習課のやっている事は、町民にも、議会のわれわれも、もうひとつですね、何をやっているのかということでの影が薄うございます。もっと町民にも議会にもPRしてもらい、至急、町民に、議会にも広報や佐用チャンネル等でも知らせて、次の議会で説明して、町民を元気にしてください。

先日ですね、この、一週間ほど前に、佐用町生涯学習のあらまし、23年度分ということで、全部、目を通して、勉強もさせていただきました。

しかし、この中では、何か、24年度の事業計画というのが、まだ、もらってないような気がします、そこらへんについてもお尋ねしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。はい、町長。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、続いてのご質問で、生涯学習課の役割についてということのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

1点目の、町民を元気でいてもらうために、生涯学習課は、どんな位置付けをしているのかということでございますが、合併後、本町まちづくりの基本姿勢として、町民と行政の協働による自立したまちづくりを推進しているところでございます。

まちづくりを進めていく上で、後期総合計画にも挙げておりますけれども、生涯学習を通して町民一人ひとりが持つ可能性を発掘し、自己実現を図るとともに、その力を地域社会の為に生かしていくことを生きがいとする人づくりが非常に重要であり、不可欠であるというふうに思っております。

そして、その人づくり、生きがいづくりの実現のために、行政は、町民一人ひとりが必

要に応じて、自己に適した手段や方法を選択し、生涯を通じて学習が行えるよう、その機会と場を提供する必要がある、本課が関係課と連携を図りながら、学習機会の提供を行うとともに、生涯学習課関連施設である図書館・文化ホール・体育館・町民プールなどの生涯学習施設の整備・充実に努めております。

次に2点目の、町民が年間を通して元気になってもらうため、何をしているのかということですが、町民お一人おひとりの体力の向上と健康づくり、コミュニケーションの場の創出を目的として、ふれあい町民プールにて、スイミングスクールを年間通じて開設をしております。また、町体育協会では、子どもから高齢者までのスポーツ活動を支援をし、町民の体力向上や健康増進を図るとともに、青少年の健全育成や生涯スポーツの振興に寄与しているところであります。その中でも最大の行事は、12月16日に計画をしております、さようマラソン&ウォークで、町のスポーツの祭典であり、毎年、町内外各地から多くのかたにご参加をいただいております。そのほか、年間を通して高年大学でも各講座などを開講し、心身ともに豊かな人づくりに努めているところであります。

次に3点目の、ハード面、ソフト面、年間計画はどうしているかということですが、ハード面では、近年、生涯学習関連施設の老朽化が進んでおり、その対策を順次講じていくとともに、ソフト面においては、町民の生涯にわたる自己学習を保障し、暮らしに役立て、資質を高める中で、生活に根ざした文化のまちづくりを目的とした計画をいたしております。

図書館は、図書館協議会で運営方針や町民の皆さまの要望や意見を広聴しながら、より良い図書館運営に努めております。また、おりひめ・スピカの両ホールは、ホールスタッフが文化芸術の創造と発展のために、スタッフ会議を開催し、個性豊かな町民文化の形成を促す年間計画を樹立しているところであります。

次に4点目の、生涯学習課の職員数は何人ですかということですが、正職員11名、非常勤職員15名の人員となっております。

最後5点目の、生涯学習課のやっている事を、もっと町民にも議会にもPRしてもらいたいということですが、生涯学習課では、日常から地域情報発信の拠点として、高年大学の開催やスポーツイベント及び人権まちづくりフェスタさようの記念講演など、町情報システムを積極的に活用しているところであります。具体的には、町広報誌やホームページに関連記事を掲載したり、佐用チャンネルで、それぞれの活動状況を映像で流すとともに、生徒募集や行事の案内などは、文字放送でも周知しているところであります。そして、生涯学習活動のあらましとして、年間活動を冊子にまとめ、報告をさせていただいておりますので、その内容を、十分ご確認をいただきますように、お願いをいたします。

以上で、答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） 先だってですね、この生涯学習の23年度の活動状況を見せていただきましたけれど、これは、どうです、生涯学習課長。対前年、その前と比べてですね、今、言いましたような格好の中ですね、参加した人達が、今、今年もですよ、介護、国保等、料金アップされました。ですから、そういう料金アップするということは、お年寄りの方が増えてですね、佐用町においても1億円ずつですね、そういう福祉費が増額されるような状態であると。そんだけ、年取られて、そんだけの医療費も嵩んできようかと思えます。そうした時にね、こういう計画されて、そういう対前年、対、その、2、3年合

わせた時に、そういう参加される方とか、また、そういう状態の中身は、どんなんでしょうか。お答えください。

議長（西岡 正君） 町長、答弁願います。

〔町長「何言いよってんか分からん」と呼ぶ〕

〔岡本義君「いやいや」と呼ぶ〕

〔町長「生涯学習課に、課長が。言われておるけど」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、生涯学習課長。

生涯学習課長（和田 進君） 今、岡本議員が言われた生涯学習なんですけれども、前年の状況と確認しているかということなんですけれども、今現在、生涯学習課のいろんなイベントをさせていただいている事業につきましては、それぞれ、来ておられる方、満足されておると思っております。

そして、生涯学習の目的についてはですね、やはり、日々、元気で、自己啓発をされるということは、将来的には、今、岡本議員が言われる、ピンピンきらりという運動が、長野県でもありますけれども、そうやって、一人ひとりが日々健康で、やはり生涯を終えたいというような活動ができるようにフォローをしている状況です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） いや、それは、分かってますがな。元気でいてもらうために、そういう参加されておる方が、対前年と比べて、ソフト、ハード面についても、増えておるか減っておるかいうことを尋ねて、町長、それを何言うておるか分からんいうて、そんな、町長のような頭のいい方が、そんな言い方はないと思います。そこ、生涯課長、増えておるんか、減っておるかいうことを尋ねておるんや。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、生涯学習課長。

生涯学習課長（和田 進君） 人数については、前の年から、ずっと同じ傾向があります。減っているということはありません。

また、来ていただく方については、日頃から、職員一同、笑顔で接するようにということで、来ていただくように、それから、図書館についても同じような活動でさせていただいております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） ある市によってはね、図書館を全面的にブック屋言うんですか、本屋に委託して、365 日ですね、オープンいうんか、開業しているようなところもございます。まあ、指定管理か、委託しておるんか、知りませんがね。

ですから、そういうようなことも含めてですね、今、正社員 11 名と、臨時職員が 15 名と、26 名の中の体制で、まあ、これだけの多岐にわたってね、されておったら、仕方がない面があるんかも分かりませんが、生涯学習課長は、それらの、この行事をするに当たって、果たして、それだけの人数がいるんかどうかも弾いたりしたことありますか。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、課長ですか。生涯学習課長。

生涯学習課長（和田 進君） 私は、未だ、そういうことを、実際のところ、弾いたことはありません。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） まあ、そういうようなところですね、勉強してもらいたいと思います。

それから、図書館にありますインターネット、これも、生涯学習課長、自分、使ったことありますか。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、生涯学習課長。

生涯学習課長（和田 進君） 私の手元にインターネットが使えますので、図書館の中で、インターネットを使ったことはありません。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） 図書館にあるやつはね、前にもちょっと、申し上げたかも分かりません。

そのの、われわれ議会のところにあるインターネットについても、何か、私の頭みたい、出たり出なんだり、もう蛍光灯が点いたり点かなかったりというような、古い型が置いてあります。ですから、町民の方が、何人か、図書館へ行った時に、使用されておりますけれど、やはりですね、ある程度、職員の持っておったようなことを、2 台、3 台でございますんで、入れ替えしてやっていただきたいと思います。

このことにつきましてはですね、生涯学習課が、さらに、そういう国保や介護の面を含めてね、医療費が、少しでも抑えられるように、町民の皆さんが、ソフト面、ハード面に

おきまして、元気でいてもらうように、ひとつ頑張ってもらいたいと思っております。

議長（西岡 正君） 残り 5 分になりました。

3 番（岡本義次君） では、3 点目の、役場前駐車場について。役場の駐車場は、町民から、役場へ用事がある行っても、車を止める所がなく、困るとの苦情が、よく言われております。

姫新線や智頭線の利用の方も置かれておりますが、夜中でも、駐車されている方もおられるが、この現状を、役場がご存知ですか。

1 つ、今、ここ 1 カ月の夜中、何台の車が駐車されておりましたか。

2 つ、突発的に一昨年のような水害や地震等、また、火事でもあった時に、そういう避けられないような車があった時に、どのようにするのですか。

1 つ、広報や佐用チャンネルで、姫新線や智頭線利用の方は、秀谷側の駐車場や前池田電機の駐車場にと、そういうふうな所に置いてもらって、やはり、役場の前の駐車場においてはですね、その役場に利用されて、用件に来た人が置いてもらえるような状態にして、夜中は、やはり、そういう旅行されたりする方が、置かないような格好にさせていただけたらと思っております。

1 つ、夜中に駐車されている方に、張り紙等で、注意されたことはありますかのことに、お尋ねします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、町長。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、最後の質問で、役場前の駐車場についてのご質問でございますけれども、役場本庁舎には、隣接して第 2 庁舎、保健センター、体育館、文化情報センターなどがございます。これらの施設をご利用される町民の皆様の駐車スペースとして、また、公用車や職員の駐車場ということで、庁舎周りに約 240 台分と旧池田電気駐車場に約 50 台の駐車スペースを確保いたしております。

駐車場としては、通常では足りているというふうに思いますが、会議や文化情報センターなどで行事が重なり、一度に多くの方がお越しになる時など、来庁者等の駐車スペースを確保するために、職員の車や公用車を、生きがづくりセンターや近くの大型商業施設にお願いをして移動させるというような取り組みも行っております。

役場前駐車場における、夜間の駐車状況につきましては、特に調査をいたしておりますが、ここ最近の状況で申し上げますと、午後 10 時頃に 5 台程度、また、朝 7 時頃に、既に、15 台程度駐車をしていることを確認をいたしております。

突発的な災害などで、車が障害になる場合についてのお尋ねにつきましては、町では災害活動マニュアルにより、災害発生時における障害物除去等の協力に関する協定を、佐用郡自動車整備業組合と締結をいたしており、災害時には、町からの要請により、組合が緊急車両を通行させるためにレッカー車などにより道路障害物や放置車両等の除去などをしてもらうこととしており、役場駐車場に自衛隊車両や物資の搬入車両などの駐車スペースを確保することができるようしております。

次に、佐用駅南公園についてでございますが、駅を利用される方に駐車スペースとして無料解放しております。また、旧池田電気駐車場につきましては、役場前駐車場を開ける

ために、借り上げて職員駐車場として利用をしております。

駐車されている方への注意につきましては、駐車場入口は、公共施設利用者専用駐車場の看板を設置をし、公共施設ご利用の方以外の無断駐車はご遠慮をいただいております。

また、通路など来庁者の安全確保の妨げになるような駐車や、行事等で駐車場所を制限する時などは、張り紙や防災行政無線により協力依頼や注意喚起を行っております。

姫新線を利用される方の駐車場は、先ほどの駅南公園 23 台の他にも、上月支所前に 10 台、播磨徳久駅前に 70 台、三日月駅周辺に 19 台の駐車場を整備し、それぞれ無料解放いたしております。

播磨徳久駅前駐車場は、特にまだ駐車に余裕がありますので、姫新線の利用増進とあわせて、防災行政無線などを活用して P R をしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 時間が終わりました。

3 番（岡本義次君） はい、どうも。一般に日常、仕事に来られた方が、止められるようにしてやってください。

議長（西岡 正君） すいませんですが、時間が終わりましたので、次がありますので。

3 番（岡本義次君） どうもありがとうございました。

議長（西岡 正君） 続いて、7 番、井上洋文君の発言を許可します。

〔 7 番 井上洋文君 登壇 〕

7 番（井上洋文君） それでは、7 番、公明党、井上洋文です。

私は、今回、3 点の質問を行います。

第 1 点目は、社会の変化で問題が深刻化。新たな福祉に対する取り組みについてお伺いいたします。

児童虐待については、以前の一般質問でお伺いいたしましたので、それ以外の、うつ病、孤立死、自殺、DV についてお伺いいたします。

このところ、社会構造の変化に相互して、在宅福祉に変化の兆しが見えます。障害認定にもならず本人や家族だけで苦しむ、いわゆる精神疾患の多発傾向です。国民病とも言われているうつ病については、厚生労働省が発表した、気分障害患者数の推移によりますと、1996 年は約 43 万人が、2008 年までの 12 年間で 104 万人と急増しております。

更に、この統計に表われない、有病者数は 250 万人とも推計されます。この病気によって、引きこもり、不登校、自律神経不調、更に対人恐怖症や、働きたくても働けない、外出もできないということで、本人も家族も悩んでおります。この病気の広がり傾向を見ますと、能力を持ちながら社会で発揮できないということであれば、本町においても人材の損失と言わざるを得ないのではないのでしょうか。そして、うつ病に付随した病気として、高齢者の孤立死、自殺、DV、児童虐待があります。見えにくい、心の病気への対応が新しい福祉の視点として重要に思われますが、対策は、どのようにされているのか、町長にお伺いいたします。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逎典章君 登壇〕

町長（庵逎典章君） それでは、次に、井上議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、最初の、社会の変化で問題が深刻化している、うつ病、自殺、DVなどに対する新たな福祉としての取り組みはということについてのお尋ねでございますけれども、現代社会は、非常に複雑となり、その上、世界的な経済不況で、多くの失業者が増え、労働状況も厳しくなって、精神的にもストレスが増え、そのことによって、うつ病や心的外傷後ストレス障害などの精神疾患が全国で増加をいたしております。

長時間労働や休日出勤、サービス残業による過労や、ストレス、あるいは、セクハラ、パワハラ等などで、心が疲弊し、うつ病が労災認定をされるケースも出てきております。

最近の企業も、資金の余裕のあるところや、メンタルヘルス面への対応に真剣に取り組んでいるところ、あるいは事故を起こされては困ると考える企業は、社員に心理カウンセリングを受けさせる企業が増えてきているとも聞いております。

心の病のことが、段々と認知され、心の病のことを知り、理解者が増え、協力者が多くなれば、精神的疾患を抱えてしまった方も、回復が早くなりますし、それ以前に発症者数を減らすことができると考えられます。

また、中学生や高校生は、心も体も成長段階にある中で、受験勉強等に追われ、友人等の人間関係が変化し、家庭環境の複雑化など、多くの心の病の要因が待ち受けております。そんな時、間違った方向に進まないよう、あるいは、悩んでいる生徒にアドバイスができるような学校の体制づくりも必要でございます。

特に高校では、いろいろな心の問題を持った子どもが多く、国や自治体は引きこもり支援とあわせて、教育現場からの心の病への対応・体制に取り組んでいます。しかしながら、学童期、思春期の子ども達は、心の不安を言葉に表すことが上手にできません。行動に現れたサインに家族や周囲の人が早く気づくことが大切であります。

また、大人の心の病気は子ども達と同じで、家族や周囲の人が気づくことが大切ですが、自分でいち早く気づき、そして一人で抱え込まず相談できるような体制づくりに取り組んでいかなければなりません。

町では、気づいた方が、また、本人が必要としている支援が受けられる窓口適切につないでいくため、各相談業務を開催をいたしております。

そのひとつは、専門医の赤穂仁泉病院長の深井先生にお越しをいただき、こころのケア相談を年6回開催し、延べ80名の方が相談に来られました。また、精神科医師による、もの忘れ相談も年間9回開催をし、延べ35名の方が相談にこられております。その他にも、精神障害者の社会復帰相談、産後うつ相談、水害被害者の相談を随時開催し、相談業務を展開をいたしております。

今後においても、適切な相談業務を進めていくため、専門医療機関や龍野健康福祉事務所と連携をとり、気軽に相談いただける体制づくりを作って参りたいと思っております。自分だけの力で、どうしても解決の糸口が見出せない。また、誰に相談したら良いか分からない。そんな時は、一人で悩まず気楽に相談いただけるよう、相談窓口の周知徹底をして参りたいというふうに考えております。

以上、井上議員の最初のご質問に対する、この場での答弁とさせていただきます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） 佐用町の、それぞれの現状は、どんな現状になっているか。その点、ひとつお聞きしたいんですけども。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長「健康福祉課長」と呼ぶ〕

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 失礼します。

それでは、最近の状況ということで、町内の、まず、情報提供の件についてから、ご説明申し上げたいと思います。

まず、この半年間の情報提供といいますのは、例えば、町の広報誌等でございます。各家庭にも届いておると思いますが、まず、健康シリーズという形でご案内をさせていただいておるかと思えます。子ども達の気持ちを大切にするには、どんなポイントがあるのかとか、幼児の発達とコミュニケーションとかいう形で、健康シリーズ等を提供しております。

また、高齢者の方の悩み等の相談窓口として、ご存知のとおり地域包括支援センター等がありますが、そこからの通信ということで、高齢者の悩みというような形で、この半年間の内ではご案内をさせていただいております。

また、子どもをお持ちのお母さん方等への通信としましては、ママプラザだよりということで、子どもの成長を守るためとか、出会いの場、または、子育てのサークルですてきな出会いというような形で、そういった形の情報もし、皆様が寄っていただく場をPRし、設けさせていただいております。

また、専門的な知識ということで、こんにちは保健師ですというような形で、広報誌にも掲載させていただきまして、この半年間では、知ってほしい、発達障がいというようなテーマで、皆さんの方に、ご覧いただいております。

また、昨年かと思いますが、啓発用チラシとしまして、全戸に配布をさせていただいているかと思えます。支えあおう、心といのち、気づいてますか心の病気というような形で、昨年、こういったチラシを全戸に配布させていただきまして、めくっていただいたら、あなたの心の健康チェックをしましょうという形で、質問等も、この中で、自分なりにこう、回答ができるような表も印刷をさせていただきまして、お配りをさせていただいております。

そこには、また、それぞれ専門的な医療機関、または、直接、先ほど、町長も答弁がありましたように、専門医が来られる時間とか、曜日とかいうのも書いてございますので、これをご覧になっていただくように、まずは、各戸にもお配りをさせていただいております。

それと、昨年度の実績としましては、先ほどの心のケア相談は、答弁の方にもありましたが、産後うつ相談、臨床心理士とか保健師によります、そういう相談も、昨年度やっております。実質は、実人数は3名のご相談でございましたが、24年度につきましても、引き続き、予定をさせていただいております。

それから、ご存知のとおり、21 年災害以降によります水害被害者の相談等も行ってきました。これの担当につきましては、精神科の医師の方にお越しいただいております。23 年度につきましては、年間 6 回、実人数は 27 名、延べ人数で 54 名の方がご相談に来られております。

そのほかにも、物忘れ相談等も、24 年度も、今後、継続させていただく予定になっております。

そのほか、随時相談ということで、当然、面接とか、電話相談も 23 年度には受けております。これは保健師を中心に、それぞれやっておりますが、面接では、年間で 116 件、電話では 304 件の、それぞれ相談を受け、随時対応をしているところでございます。

以上でございます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7 番（井上洋文君） ちょっと、私が言うたんが、ちょっと、通じなかったんかも分かったのんですけど、その現状ですね、その、うつ、何人の方が、この 5 年間ぐらいに、どういう移り変わりをしているんか。それぞれの現状を、ちょっとお聞きしたいんですけど。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） ご存知のとおり、うつ病という、なかなか、その病名というのは出てこない。また、佐用町内でも把握できないというのが、現実でございます。

先ほどの質問の中にもありましたように、気分障害というような形で、診断名は出てくるようでございますが、佐用町で把握しております自立支援医療という、昔で言いますと、通院患者票にありましたが、そういった医療の方でも、数字的な面は、過去の数字からいきますと、人数的には、例えば、23 年でしたら、自立支援医療の交付者は 210 名という形で、実績は出ておりますが、その内の、うつということは、中々限定ができません。その中で一番多い人数を言いますと、統合失調症という傷病のほうが、だいたい、3 割から 4 割ぐらいが、だいたい全体の率となっております。

そして、気分障害。うつが含まれる気分障害といいますのは、だいたい、その内の 1 割から 2 割程度ぐらいが、平均的な人数かというふうに思われております。

そのほか、自殺という言葉も出てありましたが、これにつきましても、23 年度は、ちょっと、未だ、統計的には出ておりませんが、22 年度については、1 名の方。21 年度につきましては、6 名の方。20 年度につきましては、1 名の方が、統計上、そういう形で、佐用町ということで出ております。以上でございます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7 番（井上洋文君） DV は分かります。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） DVにつきましても、これもあくまでも統計上の数字になります。23 年度につきましては、既に数字挙がっておりまして、1 名。22 年度につきましては、3 名。21 年度につきましては、2 名。20 年度につきましては、3 名という形で、統計上、数字が挙がっております。以上でございます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7 番（井上洋文君） はい、分かりました。

今、お聞きしましたんですけれども、この全国的な、統計と比べて、やはり、この伸びにつきまして、本町としては、あまり変わりがないということなんですけれども、これまだ、はっきりとした統計が取れてないというような格好だと思っておりますけれども、この予防対策としては、先ほど、町長、体制づくりについて、これからまあ、検討していきたいというような答弁ございましたけれども、やはり、予防対策としては、やっぱり3つの段階に分かれるんじゃないかと思います。

知識の周知や相談窓口の設置。また、自己管理のための環境整備をしていくと。そして、早期発見、早期治療をしてですね、最後には、学生であれば、復校。また、働かれている方であれば、復職の支援というところまで、一つの一貫した体制、プログラムを作ってくださいね、やっていくことが、重要ではなからうかと思うわけです。

先ほど、話がありましたように、個々ですね、相談については、私も、各家庭に配布されている、先ほど課長がお示しになったようなことにつきましては、目を通させていただいておるんですけれども、この一貫した支援体制が、早期発見から、社会復帰までの支援体制が必要ではなからうかと思うわけです。

まあ、治療に関して、ただ、うつについては、医者に相談してもですね、だいたい5分から10分ぐらいの時間しか、診てくれないというのが、この患者さんの意見ではないかと思うわけですけれども、このことからですね、私も、党が、力を入れておりますのが、認知行動療法というの、これ、お聞きになったことがあります。

前の課長にもお話しさせていただいたんですけれども、今、保険適用になっている認知行動療法というのが、このうつ対策に対しての取り組みとして効果があるということで、国会でも再三取り上げさせていただいておるんですけれども、そういうことに対しての勉強というんですか、研究されたことは、前の課長からの引継ぎ等は、ございませんでしたですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 4 月からということで、まだ、その中身の深い勉強は、まだ、しておりませんが、ご存知のとおり、健康増進室には地域包括センターというのがございます。特に、介護予防等、認知となりますと、非常に介護予防等が中心に、今後、なって

いこうかと思います。保健師を中心に、日々こう、勉強をし、活動しております。私の方も、今後、勉強していかせてもらって、また、議員の方にも、また、ご答弁ができるようにしていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7 番（井上洋文君） うつに関連して、DV対策について、ちょっとお尋ねしたいんですけども、これ、平成 19 年の 7 月に DV 改正法がされました。そして、この市町村に基本計画の策定努力義務が課せられたんですけども、これは、どんなんですか。本町としては、その計画策定、県は、平成 18 年の 4 月に策定をしているんですけども、本町としては、そういう策定に向けた取り組み等については、どんなんですかね。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） ご指摘のとおり DV 法の改正につきましては、平成 20 年施行ということで、市町の努力義務ということになっておるようでございます。これにつきましては、今、県内では、私が、今、調べているのでは、19 市町が策定をされているというふうに聞いております。

そして、直近では、5 市町が策定予定ということで聞いております。佐用町の方も、ちょっとまた、具体的に何年度に策定ということまでを、今、考えておりませんが、また、町の方、または、関係機関と調整をしながら、今後また、計画策定の推進の方、また、検討の方をさせていただきたいと思っております。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7 番（井上洋文君） これ、男女共同参画の実現を、佐用町は目指しているわけですが、これも、これ、そういう計画に対してもですね、この DV ということに対して、配偶者がまあ、暴力を加えるというようなことが、この男女共同参画の実現を妨げるというようなことになりかねないということだと思えるんですけども、そこらのことを考えますと、この計画策定は、早急にやっぱりして、現状を把握するということが必要ではないかと思うわけです。

で、内閣府の平成 20 年度の調査によりますと、DV 防止について、法律があることも、その内容も知っているというのは、12.2 パーセントで、6 割の人が法律があることを知っているが、内容はよく知らないというのが、63.9 パーセントと答えられておるんですけども、本町においては、どんなんですか。どういう傾向なんですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 現在、その、本町についての調査はしておりませんので、パーセンテージを申し上げることができません。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） これ、全国的に、DV、DVと言われてますし、また、先ほど言いました、男女共同参画社会を目指してというようなことから考えましてもね、それが1つのネックになってくるんじゃないかと思えますんで、早急にまあ、策定するように検討していただきたいと思います。

それと、先ほどの、うつ病対策については、体制づくりについて、町長、取り組んでいくような、前向きの答弁ありましたんで、これくらいに終らせていただきまして、何とか、このうつ病で困っておられる方が、本町におきましても、相当数いらっしゃるんじゃないかと思うわけです。

うつ病に関する、そういう病にかかれておる方もいらっしゃるんじゃないかと思えますんで、その点につきましても、今後、町としては、やはり力を入れていくべき課題だと思いますんで、よろしくお願いいたします。

それでは、2点目に入らせていただきます。2点目としまして、防災マップづくりにより災害意識の向上と、対応の周知は進んでいるか、お伺いいたします。

東北大震災をはじめ各地で想像も出来ない災害が頻繁に発生し、どこが安全だと言いきれなくなりました。台風災害で大惨事に見舞われた本町は、この災害を教訓に、全国でも珍しい、住民による集落単位の防災マップづくりを進め、マップの作成を通じ、災害意識の向上と対応を周知し、減災を目指す目的で取り組んでおります。

最初の段階として、NPO団体の協力を得て各集落の代表を対象に13地域に分けて行い、その後、各集落の住民同士で危険区域などを確認し、最適な避難経路や避難場所を話し合いマップに書き込む作業を行うという手順になっております。同僚議員が再三防災マップの進捗状況を質問されておりますが、答弁としまして、町長は、防災マップ作製の主目的は、町民の皆様に危機管理意識を持っていただくことと、地域のコミュニティの再構築と、また、その強化でありますので、地域の特色を生かし、地域のペースに合わせて進めていただければ良いのではないかというふうに判断している。平成23年12月答弁。

私は、答弁の度に、なるほどと思っておりました。しかしこの度、私ども公明党佐用支部が全町的に、安心・安全まちづくりの為のアンケートを取らしていただきましたところ、防災に対して町民の意識に格差がある事が分かりました。

いつ大災害が発生するかもしれない中、マップづくりの狙いである災害意識の向上と、対応の周知を急ぐべきと思われますが、町長に、お伺いいたします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、井上議員からの2点目のご質問の、防災マップづくりによる災害意識の向上、また、対応の周知ということについてのご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、防災に対して、町民の意識に差が生まれているということは、事実ではないかと思っております。

例えば、被災された方は、また、災害が来るかもしれないという心配、意識は高まり、逆に被災されなかった方は、被害が無かったのだから大丈夫という、意識は薄まる傾向にあるかと思います。また、時間とともに災害が風化していくという現実もございます。

町では、甚大な被害を受けた台風第9号災害を決して忘れず、その経験を踏まえ、今後あらゆる災害に対して、強固な防災力を維持し高めていくことや、災害の教訓を全国に発信すること、また、災害を風化させることなく後世へ継承していくことをビジョンとしております。

防災力を維持し高めていくためには、住民一人ひとり、自主防災組織、また、消防団、自治会等が減災を考え方の根幹とし、災害は必ずやってくる、災害への対応には限界があることなど、現実を見つめ直し、災害が発生したらどのような事態になりうるか、何ができるのか、どのように行動すべきなのかを考え、災害に対して身の安全を第一としつつも、積極的に災害に対処することを原則とし、地域の力を高めることが重要なことと考えております。

そのために、議員ご指摘のとおり、防災意識の向上が必要不可欠なことであり、様々な施策を行っております。平成23年度には、台風第9号災害で被害の大きかった佐用地区、上月地区、久崎地区、平福地区に、浸水実績などを記載した標識板を設置し、指定避難所には標識板を、また、設置をし、一時避難所の表示板の作成、ハザードマップの作成、地域防災力強化訓練、東日本大震災による被災地への支援などを実施しております。

平成24年度は自主防災組織を再構築するため、自主防災組織についての研修会を小学校区単位で、各自治会から4、5名ずつ参加をしていただき開催する計画を進めております。

また、自主防災組織の世帯台帳作成並びに防災訓練実施時の支援、自治会で作成した防災マップの危険箇所の把握及び一時避難所の安全性の指導や、全自治会の自由参加による避難訓練などを実施する予定といたしております。

また、新たに作成した一時避難所の表示板やハザードマップを全戸に配布をいたしました。このハザードマップは、県により浸水想定区域が変更となっているため、急遽作成した暫定的なものでありまして、現在行われております河川改修工事が終了した後、改めて、各自治会単位のハザードマップを作成し、自宅の危機、避難に役立つ情報や、とるべき行動等を周知するなどして、町民の防災知識の普及や防災意識の向上を図り、町民の安全安心のまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

以上、この問題に対する答弁とさせていただきます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） それでは、質問しました同僚議員が、再三、マップの進捗状況を質問されておりましたけれども、このことについて、町長、先ほど、昨年の12月答弁を引き出しまして、質問させていただいたんですけれども、一番、私、言いたいのは、いろいろ政策取っていただいて、公助等につきましては、政策やっていただきよんですけれども、一番やっぱり、町長の答弁、再三、私も聞かせていただいて、納得をしていたんですけれども、それは、それで、当然なことだと思うんですけれども、そのスピードがですね、現場では、町長言われるような、その危機管理意識と、地域のコミュニティの再構築という

のはですね、今回のアンケート取らせていただきまして、ちょっと、町民と行政との方が、そこまで、その町民の皆さんに行きわたってないんじゃないかという結果が出ましたんで、それを、これから、ちょっと発表させていただきたいと思います。

まず、災害時のために非常食や持ち出し袋などの準備はされているかということにつきまして、特にしていないというのが、77 パーセント。で、準備しているというのが、17 パーセント。それから、何を準備するのか、分からないというのが6 パーセントという結果が出ているわけです。

それから、災害等の発生時、ご近所で心配な方がいますかという質問につきましては、はいという方が 40 パーセント、それから、いいえという方が 30 パーセント、分かりませんが 30 パーセントあるわけですね。

で、先ほどの、非常食や持ち出し袋の準備をされていますかということに対して、80 パーセントの方が、何を準備をするのか分からない。特にしていないというのが、あるわけですが、ここらが、もう少しやっぱり、徹底された方がいいんじゃないかと思うわけです。

それから、さっきも言うたように、災害等の発生時、ご近所で心配な方がいますかということに対して、ご近所で、心配な方がいるかどうか分からないとお答えの方が、30 パーセントいらっしゃるわけですね。これは、地域コミュニティを、町長、言われておるんですが、希薄になっていることが、感じられるんじゃないかと思うわけです。

それから、災害時の避難場所は、日頃から決めていますかということに対して、決めているというのは、47 パーセント。決めていないが 47 パーセント。どこか知らないというのが6 パーセントで、半数以上の方が決めていない。どこか知らないというのは、これは問題ではないかと思うわけです。この地域で、そういうマップづくりをしていく上において、ここらのことが、されてないということであれば、これは、マップづくりに対して、全員に徹底されてないんじゃないかと思うわけです。

それと、その次に、避難勧告が出たら、避難場所には、一人で行けますかという設問について、行けるという方が 58 パーセント。行けない人が、一人で行けない人が 40 パーセントぐらいいらっしゃるということが、統計に出たんですけれども、これは、心配なことではないかと思うわけです。

それから、一番問題なのは、避難訓練に参加されてますかという質問に対しまして、時間があれば参加が 39 パーセント。参加していないが 29 パーセント。あることを知らないが 25 パーセント。毎回参加が7 パーセントというような、この 54 パーセントの方が、参加してない。また、あることを知らないと答えてるのが、大きな課題だと思うわけですけれども、これは、参加しやすい体制を考える必要があるんじゃないかと思うわけです。

それとまあ、地域社会の接点が、先ほど言いましたように、薄くなっているんじゃないかと思うわけです。

それから、自宅の地震などの対策について、お聞かせ下さいということでしたら、特に何もしていないという方がですね、半数以上ある。家具等の転倒防止、避難時の備品の準備、耐震補強、新築・建替え、その他ということで、取らせていただいたんですけれども、半数以上の方が、特に何もしていないというように答えられております。

それと、これは未だ、これから、対応して行く課題だと思うんですけれども、ほかと比べて佐用町は、大きな災害がありました。これは、佐用町独自のアンケートを発表させていただきよんですけれども、この西播地域、3 万人のアンケートを取らせていただいて、その中で、ほかと比べて、佐用町、認識されているのが、災害について、ご家族で話をされますかという設問につきまして、よく話をするというのが、13 パーセント。たまた話をするが 68 パーセント。全く話さないが 19 パーセントで、80 パーセントを超える方々が

家族で災害に対する話をされているということは、これは意識が、家族では高まっているんじゃないかというふうに思うわけです。

それから、また、本町のハザードマップについて、ご存知ですかという設問につきまして、知っているが 37 パーセントで、見たことはあるが 35 パーセントで、知らないが 34 パーセントだったので、これはまあ、ハザードマップを全戸に配布していただく前の統計ですので、これは、今であれば、このご存知の数が相当増えてきているんじゃないかと思うわけです。

それと、もう 2 点、自宅に消火器を設置していますかということに対しまして、設置をしているが 77 パーセントで、設置していないが 20 パーセント、今後、設置する予定が 3 パーセントということで、これはまあ、相当な数で設置をしておられるんじゃないかと思えます。これは、西播磨全体から比べますと 20 パーセントぐらいの設置率、増になっているんじゃないかと思えます。

また、自宅に火災報知機を設置していますかという設問につきましては、設置しているが 88 パーセント。設置していないが 7 パーセント。今後、設置をするが 5 パーセントで、これは、ほかの地域と比べて圧倒的に、この設置をされている戸数が多くっております。しかし、12 パーセントのお宅がですね、まだ、火災報知機を設置されていないというようになっています。

まあ、このようにして、消防の方々、また、佐用町全体にしましても火災報知機についての取り組みは、相当進んでいるんじゃないかというように、分析をさせていただいておるんですけれども、これ見まして、どうですか、町長、全町的に取らせていただきまして、アンケートなんですけれども、このコミュニティの再構築と、この危機管理意識というのが、町民の皆さんまで、伝わってないんじゃないかと思うんですけど、そこらは、どのように分析されてますか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵造典章君） そういうふうなアンケートをですね、取っていただいて、現状把握していただく。これは非常に、私らも、また、参考にさせていただきたいなというふうに思います。

まあ、この防災マップも、地域ごとにですね、やっぱりきめ細かいものを作らないと、実際の役に、中々立たないと。それも、やっぱり地域の皆さん方が、自ら参加をして、そして、自分達で、自主的に考えて、作ることによって、実際の行動に、実際の行動をしなきゃいけない時にですね、そういう行動ができるということだろうということで、まあ、先ほど言いましたように、何回も言ってますように、やはり地域の状況、実情に合わせて、皆さんで、まず、自主的に取り組んでくださいと。ただ、取り組んでいただくためには、町としても、そういう、その指導をさせていただいたり、講習会をさせていただいたりね、一緒に取り組んでいきますということで、これまで進めてまいりました。

しかし、実際に、積極的に、早く取り組んでいただいている所と、実際、まだ、中々進まない所との今、差が、できております。

ですから、これもですね、当然、できていない所、また、遅れている所については、できるだけ早くですね、その実情に合わせた形で、取り組んでいただけるようにですね、町としても、このお願いをし、また、指導をしていかなければいけないというふうに思っております。

まあ、そういうことができればですね、やはり、それを基にした訓練をですね、やはりやってみて、実際に、それが、行動として適切に行動ができるかどうか。そういうことも、やっぱり確かめないと、これも、また、役に立たないんじゃないかなと思います。

で、中々、未だ、訓練のところまではですね、全部できていると。十分にできてないと。そこまで進んでないというのが、現状だと思いますので、これは、担当課の方にもですね、町としても、ただ単に、自主的に任せするだけではなくてね、その進捗状況を、十分把握して、また、その状況、内容を把握してですね、やはり全町として、町としても、やっぱりそれを、きちっと把握をしながら指導ができること。また、それも町としての災害時にも役立てるようにですね、当然、対策として使えるようにしていかなきゃいけないということで、指示もいたしております。

まあ、アンケートですから、中々、未だ、そういう対策ができていないとか、また、訓練なんかも、今言うように、まだ、これからということで、今の段階ではしてない方が、多いと思うんですけども、少なくとも、こういう1年に、定期的にきちっと訓練等も、地域でしながら、また、近隣の、そういう要援護者なり安否状況が分かるようなですね、地域の状況をですね、そういう訓練なり、そういう防災マップを作ることによって、皆がやっぱり十分に把握する。認識ができる。そういう意識を常に保てるという、そういう形を作っていく必要があるかというふうに思っております。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7 番（井上洋文君） 分かりました。

地域の、その状況によって進めていただければ良いということで、町長、答弁していただいておりますけど、なるべく早くですね、やって、各、その地域がやっていくようにお願いしたいと思います。

その中で、その他の主なご意見ということを取らせていただきました。で、まあ、参考になるかどうか分からんのですけれども、1 点は、集落単位で、10 分程度の防災の映画、ビデオ等を見て勉強したいとか、また、年に 1 回、自治会で義務付けて避難訓練。また、要援護者に対して、災害時の一時預かりとしての入所場所が必要。送迎があれば助かると。このような意見等も出ておりましたので、まあ、参考にしていただいたらと思うんですけども、まあ、近い将来、起こることが予測される東海や東南海、南海、三連動地震に備えですね、できる限りの、被害を少なくする減災の観点からも、災害時の不安要因などに対して、町民の意識を取らせていただいたんですけれども、先般の神戸新聞にも、山崎断層地震被害 5.7 兆円という大きな文字が躍っており、また、建物 21 万棟以上が全半壊し、病院や消防施設も 4 割前後で何らかの被害が出る可能性がある、このように載っておりました。

早くすることに越したことございませんので、ひとつ取り組みの方を、よろしくお願ひしたいとともに、こういう例もされておる所がありました。新聞で読みました。

一家で意識を高めようということですね、毎月第 1 日曜日を家族防災会議の日にして、防災行政無線でアナウンスをして、そして、防災会議を開きましょうというようにして、まあ、一家で意識を高めている所もあると。まあ、このように載っておりました。

まあ、各自治会の取り組みには、いろいろ、やっぱり、格差があるというのが、今回、気づきましたんで、訓練も含めて、きちっとした、この防災対策ができるように、ひとつご指導の方を、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、この点について、終らせていただきます。

第3点目としまして、通学路の安全確保についてお伺いします。

京都府亀岡市で、先月23日に起きた事故では、軽自動車が集団登校中の児童と保護者の列に突っ込み3人が死亡、7人が重軽傷を負う事故が起き、その後にも、千葉県館山市や愛知県岡崎市、大阪市中央区で通学途中の児童を襲った同様の事故が相次いで起こっております。どうしてこのような事故が続くのか、保護者は心配を募らせております。

警視庁の統計では、登下校中の交通事故で死傷した全国の児童数は、昨年1年間で2,485人に上るとのこと。その多さに驚きました。

本町におきまして、災害復旧のための大型ダンプが通り、その風圧で飛ばされそうな危険な箇所が見受けられますが、学校が危険な場所を把握し、ハード面の対策だけではなく、ソフト面の対策も含めた安全確保にどの様に取り組まれておられるのか、お伺いいたします。

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長（勝山 剛君） それでは、通学路の安全確保との、井上議員からのご質問にお答えさせていただきます。

佐用町立小中学校におきましては、毎学期始めや交通安全週間に通学路の安全点検の実施、また、年度初めに交通安全教室の実施、学期末等には、各集落担当教諭が、児童の下校に同行して危険箇所等の点検をしております。更に、校長をはじめ教職員、PTA等によりまして危険箇所を巡回して、交通安全指導など実施しておりますが、これらの危険箇所を発見した時には、佐用町交通安全対策委員会、事務局は企画防災課でございますが、交通安全総点検の実施要請や、関係自治会と連携し、建設課への改善要請等を行っているところです。

現在、進められております河川工事に係る車両の通行状況につきましても、県光都土木事務所からの工事残土搬出等について、その箇所・ルート・期間等の情報提供を受け、関係学校に周知し、常に通学路の安全確保に努めているところでございます。

また、議員ご指摘の、京都府下において通学中の児童や引率されている方が死傷するという悲惨な事故が起きました。町の教育委員会としての対応でございますが、県教委、播磨西教育事務所、光都教育振興室等からも通学路における交通安全対策の連携強化についての通知が参りました。それを受けまして、更なる通学路の安全確保に向け、通学路の再点検や登下校時の見守り活動の充実等を各小中学校長へ指示したところでございます。

事件後、その対応を、それぞれの学校でしてくれました。

また、PTA本部役員会等でですね、通学路の安全対策について再度、協議や交通安全に対する家庭での指導依頼など実施しているとの報告を受けているところでございます。町教育委員会といたしましては、これらの状況に応じて、あらゆる面から児童生徒の通学時における安全確保を図ることとしておりますので、今後とも、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7 番（井上洋文君） この事態を受けて、先ほど、教育長言われましたけれども、政府はですね、全国の公立小学校、公立特別支援学校、小学校の通学路の総点検を行うように、通達したというように、ネットに載ってありました。

で、お聞きしたいんですけども、第 1 段階として、学校、保護者らの協力を得ながら通学路を点検し、道路が狭い、見通しが悪い、人通りが少ない、ヤブ、路地、倉庫、空き地などの身を隠せる場所がある。大型車が頻繁に通るなど交通安全上の危険箇所 1 つピックアップすると。そして、町と警察とともに、県町と警察と共に、取り上げた危険箇所の合同点検を行った上で、対策必要箇所を指定すると。

その後、教育委員会が必要な安全対策を検討。歩道の拡幅や信号設置など、道路交通環境の改善や交通指導取締りの強化、交通ボランティアの保護活動、通学路の変更に伴って、ハード、ソフト両面にわたる対策を作成し、行政は、地元警察に要望するというようになっておるんですけども、ここらは、検討できよるわけですか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 現在のところ、その細かいところまでは、私の所ではしておりませんが、それぞれの学校で、現在の通学路を再点検すると、こういう趣旨でやらしていただきました。

で、特に、ハード面の改善も、非常に大切でありますけれども、早急なものとしては、子ども達が、安全に自分の身を守って通学ができる意識を高めていくと、こういうことも非常に大事なことでございますので、後、ハード面については、今後ですね、十分検討しながら進めてまいりたい、このように考えております。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7 番（井上洋文君） これは、この近隣の、一部の町がやっているんですけど、ドライバーの皆さんへということですね、ドキッヒヤマップ、県道沿いの通学路ということですね、まあ、登下校の時は、白線の外側を歩きますとか、一列に並んで歩きますと。遊びの時も自動車に気をつけます。自転車には正しく乗ります。そして、ドライバーの皆さん、安全運転お願いします。道が狭いのでゆっくり走ってくださいというような、こういう危ない所について、こういうような物を作ってですね、学生とともに、児童とともにですね、そこを通行している方についても配布をして、このドライバーの皆さんへということでも、渡しているというようなことをやっているところがあるんですけども、特に、今回、私もずっと回らせていただいたんですけども、やはり白線がある、その外をですね、今、子ども、児童が登下校しているんですけども、白線の外というのは、もう狭いし、大型ダンプが通ったらですね、大人でも風圧で、ちょっと揺れるような状況のところが、相当数あるんですけども、これ、ハード面については、行政がですね、今後やっていくべきことなんですけども、ソフト面について、教育長、今、言われたように、この、児童とともにですね、そういう面についての認識を、子どもさんと共有し、また、この P T A の皆さんとですね、お互いに認識しあっていくということも大切ではないかと思うわけです。

それでまあ、交通安全の教育等についてもされておるようにお聞きしておりますし、これ、各学校によっての、そのやっている所と、やっていない所というのがあるんじゃないかと思うんですけれども、そこら、一律にやっぱり、こういう交通安全教育について、きちっと取り組まれているか。

それと、やはり、実際に先生がですね、今回、こういう災害復旧、復興についてのダンプの往来等について、そこらを、どのように認識されているか。実際に危ない所があります。あの早瀬の、ちょっと下の方でもですね、歩道が狭くて、ダンプがドンドン通っているというの。これ風圧で飛ばされそうな状況の中、どのような対策を取られ、児童に、どのように訴えられているか。そこらは、どんなんですか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） まず、1点目の交通安全教育についてですけれども、先ほども申しましたように、4月、年度初めですね、10小学校、4中学校、全て、佐用警察との連携によりまして、全校生徒を対象に、約2時間ほどですけれども、自転車の乗り方、歩行の仕方等々の実技を通して教室を開いているところです。

学校によりましては、交差点まで、現地へ行って、ここの交差点は、こういうふうにして渡りましょうと、そういうことを、中心にやっている学校もございます。

それから、ダンプが非常に多くてですね、登下校の時、非常に危険が増しております。

で、昨日も、丁度、4時半頃でしたか、上月、早瀬のそこ通ったんですけれども、丁度、狭い所、小学生5人程が1列にきちっとなって、帰っている姿を見て、ホッとしました。そういう形でですね、一つ一つ、教職員の方で、子ども達に注意喚起を促し指導してくれておると。

また、これは、保護者、家族、地域の方々の支援というんか、ともに指導していただいております。

先ほど、申ししたのは、ほんの一部でございますが、こういう状況がですね、今後、広まっていくように、努力をしていきたいと考えております。以上でございます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） 教育長、言われた、その早瀬のところです、大変、そのまあ、危ないというような状況でございますし、また、江川の、今、橋を、前の局長、岡本局長の近所の橋ですね、あっこも、やはり車がもう、そのスレスレになって、まあ、歩道も何も無いというような状況の中で、登下校しておるわけですけれども、ああいうところについてはですね、やはり、この災害時だけ、先生が大変でしたら、そのボランティアでも募ってですね、そこらの登下校時についていただくというような格好もいいんじゃないかと思うんですが、そこらの検討は、どうなんですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長、答弁願います。

教育課長（坂本博美君） はい、すいません。

当然ね、河川改修と同時に要望しているところ、歩道がついたりする計画がございますけれども、今現在、危険な所につきましては、先生も、当然、立ち番されている所ありますし、近所の、特に、最近ではですね、6月の10日間程ですけども、商工会の青年部の諸君が、危険箇所、学校の校門あたり中心ですけどね、ずっと付き添いでパトを走らせて、4、5名で分担して立ち番をしてくれてます。

そういう形で、地域の保護者の方や、そういう青年部の方が協力していただいてですね、ハード面が整備されるまでのところですね、特に危険な所については、協力体制が取れていけると思っています。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） はい、分かりました。
ほな、それひとつよろしくお願いします。

教育課長（坂本博美君） はい。

7番（井上洋文君） で、これ、通学路の安全点検の実施ということで、今回質問させていただきましたんですけども、これちょっと、また、別な質問なんですけれども、これ、私のところも含めて、さよっ子110番の家等に対する、駆け込みの事例があったかどうか。これ、110番の、この、黄色い旗を付けさせていただいておるんですけども、この佐用町全体で、どのくらいされて、そこに対して、その不審者等があってですね、駆け込みをした事例があるのかどうか、そこらを、ひとつお願いしたいと思います。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） 110番の家につきましては、ちょっと、戸数とか、そういうことは、ちょっと今のところ把握しておりませんが、資料持っておりませんが、須磨の事件からこちらへですね、もう、何年も経ちましたけれども、私の所に、駆け込んだという事例は、今のところ聞いておりません。

各小学校では年度当初に、通学路の途中に、そういう110番の家におじゃまして、よろしく願いますとか、子ども達に確認する意味でもですね、そういうことで、関係を深めていって、お願いをしているところです。以上です。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） 分かりました。
以上で、質問を終らせていただきますけれども、この通学路の安全点検については、

大切な児童、生徒でございますので、行政の方も、特にまあ、ハード面、そして、教育委員会もソフト面について、対策を講じていただきたいということをお願いしまして、終らせていただきます。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 井上議員の発言は終わりました。

ここでお諮りします。昼食等のため、午後１時まで休憩したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

午前 11 時 59 分 休憩

午後 01 時 00 分 再開

議長（西岡 正君） それでは休憩を解き再開をいたします。

休憩前に引き続いて一般質問を行います。

続いて、２番、新田俊一君の発言を許可いたします。

〔２番 新田俊一君 登壇〕

２番（新田俊一君） ２番の新田でございます。固定資産税について、お伺いして参りたいと思います。

丁度、お昼ご飯を食べて、大変眠たいところでもありますし、また、西の方からは、台風がこう接近しておるということで、非常に心配なところもあるんですけども、何とか、質問が、一般質問が終わってからというふうに願いたいところなんですけれども、結果は、どうなるか分かりませんが、できるだけ早く明瞭な答弁をいただきまして、終りたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、本題に入りますが、昭和 20 年 8 月 15 日の終戦後、工業地帯も、商業地域も、住居地域も、米軍による爆撃により、荒廃し、悲惨なことになりました。しかし、そんな苦境の中、当時の国民は、復興に向かって苦労に苦労を重ね、国民総生産が、世界の国の中で上位に位置する経済成長を続けてきましたが、バブルがはじけて、今は、少子高齢化により経済の悪化が進んでおります。給料は下がり、土地も下落の一途をたどっております。

昭和の時代は、生活が苦しい中でも農業が重視されてきました。しかし、現在は農業離れが進み、荒廃田が多くなっています。又、佐用町においても、過疎化が進み、限界集落や若者がいない集落が多くなっています。農業の担い手も少なくなり、山林も畑も水田もいらぬという人が増加してきております。その原因は、農業を続けていくのに費用がかさみ、赤字となり、放棄するか、田畑を専業農家に無料で預けている状態です。しかし、地主は固定資産税の支払いはしなくてはなりません。また、収入のない年金だけの生活で税を支払う。これが、重荷になっています。宅地についてでも同じことが言えると思いますが、いかがでしょうか、また、次の５点についてもお伺いしたいと思います。

子どもが都会に住んでいて、親族の土地所有者が亡くなると相続税が発生します。真面目に相続を申請すると、多額の税金が生じます。しかし、そのまま放置していると、法定相続人に固定資産税はかかりますが、しかし、相続税は発生しません。それが何代か続く

と、相続も難しくなってきます。こうした事が、土地の売買についても、難しくなっていると思いますが、町長はどのようにお考えかお伺いします。

2 項目めですが、町が買い上げた用地について、移転登記はどうなっているかお伺いしたいと思います。

3 番目、遺産相続者のいない土地の固定資産税はどうなっているのかお伺いをします。

固定資産税が支払い不可能な土地所有者については、どの様にしているのか、お伺いいたします。

5 番目、税の物納はできるのか、また、その実態についてお伺いします。

以上、この場での質問は終りたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、新田議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、新田議員からのご質問、固定資産税についてのご質問でございますが、ご質問前段中の田畑の耕作を放棄したり、専業農家に無料で預けたりしている状態、また、年金のみで他の収入が無い状態で税金を支払うことが重荷になっている。宅地についても同じことが言えると思いますが、いかがですかとのご質問でございますが、少子高齢化、若者の流失等により、農業をされる方が少なくなり、荒廃農地が多くなってきていますし、高齢者のみで収入は年金だけという世帯が増えて、固定資産税を納付していただくのも負担になっている状況が、増えてきていることは、確かだというふうに思います。

しかしながら、固定資産税は所有されている不動産等に課税をさせていただく税であり、ルールとして、不動産をお持ちになっている限りは納付をしていただかなければなりません。納付の方法といたしましては、通常は年 4 回で納付していただくことになっておりますが、4 回では納付しづらい時には、ご相談のうえ、毎月少しずつ納付していただくなど、納付していただきやすい方法を考えながら、納付のお願いをしているところでございます。

次に、5 項目のご質問のうち、まず 1 番目の、子どもが都会に住んでいて、親族の土地所有者が亡くなると相続税が発生をする。真面目に相続申請をすると、多額の税金が発生をする。そのまま放置していると、法定相続人に固定資産税がかかりますが、相続税は発生をしません。それが何代か続くと相続も難しくなってきます。こうしたことで土地の売買についても難しくなっている。町長が、そういう点を、どう考えているのか伺うということでございますが、議員がご指摘のとおり、相続による登記申請については、一見難しく、手続も煩雑という印象があるため、司法書士に依頼されることが殆んどであり、当然、費用が発生をすること。また、所有権移転には登記義務もないことなどから、相続登記をされる件数は少数となってきております。しかしながら、相続登記をされるがどうかは相続人の意思であり、町がかかわる事柄ではありませんので、時間の経過とともに相続が複雑になること、また、物権変動の過程を忠実に公示して取引の安全と円滑に資するという不動産登記制度の趣旨等を説明し、少しでも早い時期に登記申請を行っていただくようお願いすることにとどまっているのが現状であります。

次に、2 番目の、町が買い上げた用地についての移転登記はどうなっているかということでございますが、現在、町が公共用地として買収させていただく際は、所有権移転の登記が前提となっておりますので、登記が完了した土地のみ、買収し、着工をしておりますので、未登記のままということはございません。

次に 3 番目の、遺産相続人のいない土地の固定資産税等については、どうなっているか

ということでございますが、納税義務者が死亡された時には、通常の場合は親族の方に届出をしていただき、相続代表者指定届を提出をしていただいておりますが、ご質問のように相続人が不明な場合などには、戸籍謄本や戸籍附表等により相続人の調査を行っております。調査結果に基づき、相続代表者指定届を送付して、代表相続人を選任していただくことになります。代表相続人の報告がない場合には、町では、代表相続人を決定し、その方に決定通知書をお送りし、納税義務を負っていただくことになっております。なお、調査をして判明した相続人全員が相続放棄の手続をされている場合等がごく稀にございますが、その場合はやむを得ず課税保留の処置を行っております。

次に4番目の、固定資産税の支払が不可能な土地所有者について、どの様にしているかということでございますが、ご質問の意図は、経済的理由で納付が不可能な方と考えますが、固定資産税は、町税収の6割以上を占める最も大きな自主財源でございます。また、最初のご質問でもお答えをさせていただきましたように、固定資産税は所有されている不動産等に課税させていただく税であり、不動産をお持ちになっていることが担税力があるということに、逆になります。生活保護の受給等明確な理由がある場合を除き、経済的理由で免除等を行うことは、地方税制度の根幹を揺るがすことにも繋がりがねません。納付の方法につきましては、分納回数を増やしたり、また、失業等一時的理由の時には、徴収を猶予し納期を延長する等、少しでも納付していただきやすい条件を整えながら納付のお願いをしているのが現状でございます。

最後に5番目の、税の物納はできるのか、また、その実態についての問いでございますが、相続税等国税については、物納制度があり、全国的には、稀に物納制度を利用される方もあるようでございますが、地方税については、物納制度そのものはありませんので、不動産等で納付していただくことはできません。

以上、簡単でありますけれども、新田議員の、この固定資産税等についてのご質問の、この場での答弁とさせていただきます。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、それでは新田議員。

2番（新田俊一君） 答弁いただいたんですけども、ちょっとう、寂しいところございました。

佐用町を支えてきた町民、兵役の義務により徴兵され戦死した家族や、そうした家族が、それでも先祖から受け継いだ田、畑、山、宅地を必死に守ってきましたが、今では、その財産も、守れなくなってきました。

また、追い討ちを掛けるように、平成21年8月9日の台風9号の大水害により、大きな打撃を受けました。確かに、税の軽減もありましたが、町民は、未だに重い荷物を持ったままになっています。

兵庫県で税の徴収率が上位であると言われておりますが、それだけきつい請求と、利息の支払を督促し、ある時期において、差し押さえを強行しているとお聞きします。

長年にわたり税金を支払って町や国を支えてきた人に、もっと相談に乗るべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。町長。

町長（庵逄典章君） まあ、税につきまして、徴収率、県下でも、かなりの高い徴収率に

あるということは確かです。

ただ、それが、きついと言われる。また、住民の皆さんの実態を無視した、その請求の中でね、そういう徴収が行っているということではないということは、ご理解いただきたいと思います。

これは、町民の皆さんも、自分達の町を、やはり維持し、町を経営していくために、納税義務ということ。納税についてのご理解をいただいている結果だというふうに理解を、私は、させていただきたいと思っております。

当然、その、それぞれの方の、生活実態、その状況がありますので、十分そこは、担当者としても把握をしながらですね、その中で、必要であれば、法的な措置も、これも、町民の皆さんの公平を守る観点からですね、これは、町としては、当然、やらなければならないことはやります。

しかし、全て、そういうことで、この徴税率を上げるために、今、そのことを行っているわけではございません。以上です。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田議員。

2番（新田俊一君） まあ、町長の今のご答弁では、あまりこう無理して税収をやっていないと。徴収をやっていないというようなことなんですが、一時期、上月町だったかね、旧上月町だったんですかね、どこか、ちょっと忘れましたが、国民年金で、わずかな金額しか貰っていないようなこの家の方が、今までずっとこう、税金を払ってきよったんですが、何回行っても、家賃とかというようなこと差し引いたら、とてもじゃないけども、そういう払うようなお金がないということで、よう払わなかったと。

そうした時に、扇風機やとか、ストーブですか、そういった物も、差し押さえで持って帰ってきて、それを、なんかこう、パソコンでこう、出してね、1万5,000円ほど収入があったというような報告受けたこともあります。それは、本当に、そういうことされる前に、その後は、確かに、何か、いろいろな手を打って、いろいろとやったりしてくれて、感謝はしておるんですけども、そういうことする前に、そういう話をしていただいたら、非常に良かったんじゃないかなと思いますけれども、そのへんはどう思われますか。お伺いします。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 今、お話しのような実例については、その時は、そういう実際に、最終的に、そういう措置、手続きをしたということは、確かあったと思いますけども、それまでに、その方と、いろいろと話をして、やはり、最終的に税が納めれない。また、それを免除するということも、最終的にね、ためにも、そういう手続きをした上で行うということは、これはもう、お互いに、その方と、よく話し合った上で行ったというふうに、私は理解をしておりますしね、最初から、闇雲に、そういう物、差し押さえたということではありませぬので、当然、職員としてもですね、何も、元々、そういうことをすることが目的で、まず、最初からお話をさせていただいておりますし、どういうふうに、こういう最終的な措置をしていったらいいのか。取り扱いをしていったらいいのかということは、

十分考えて、その方のやっぱし状況にも配慮してですね、やっている。

ただ、やったことが、そういうふうに見られると、非常に何か冷たいことをしたというふうに言われておりますけど、中身は、そういうものではないということは、私は、確認をいたしております。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田議員。

2番（新田俊一君） 特にこれから少子高齢化が進んでね、医療にもお金が掛かったり、また、病院へ通院するにも、また、そういう、サンホームとか、いろんなとこに入院されても、非常に多くのお金が掛かってきますとね、もう、子どもらは東京かどっか行ってまうとか、帰ってこないし、本当にこう独り暮らしとか、夫婦で住むとかいうような格好で、そのまま家に置いておくと餓死で死んだとか、そういったようなことも、孤独死とか、いろいろあるわけなんですけれども、そういったとこへも、民生委員の方なんかも、よく足を運んでおられるようなんですけれども、そういう方も、結局、資産を持っておれば、土地を持っておれば、固定資産税を掛けなければならないと、町長もさっきおっしゃったんですけれども、そのへんの、ホームへ入ってとか、例え、家におったとしても、もう、とてもやないけど、そういうことが支払えないというような状況の場合には、どういうふうに考えておられるのかね。ちょっとそのへん、お伺いしたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 負担能力がないというふうにですね、当然、状況から見て判断すれば、それに対して、当然、当初から、軽減をして、その、例えば負担料というものも決められておりますけども、当然、その方にも、たいていの場合は、お子さんがおられたり、親族がおられたりするわけで、そういう方とお話をして、やはり一緒に考えていただくということが、まず、大事だと思います。

で、全く、そういう親族もない。相談する方もないということであれば、それはそれとして、町として、当然まあ、そういう、民生委員なり、また、相談もさせていただきなから、町の施設、朝霧園とか、養護老人ホームとかですね、そういう施設に入っていくようなこともしてますし、ただ、今、新田議員が、ここで問題にされている、そういう土地や田畑なんかの土地ですね、山、そういう不動産を持っていたても、全然、そこからは収入も得られない。また、実際に、それを売払って生活しようとしても売れないとかですね、そういう状況にあると。

〔新田君「そうそう、そうそう」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） だから、そういう中で、税金ばかりを、これはずっと払わなきゃいけないのかというお話なんです、これ。

ただ、これ、本当に私も、こういう問題について、こういう時代なんで、昔と比べて、土地が大事で、土地から収入が得られたりですね、土地という物の中で、生活をしていた時代から、全くこの社会の形態が変わってきたというんですね、もう社会制度そのものが、

仕組みがね、その、中々、これまでの社会制度の仕組みでは、生活ができない。社会が維持できないという状況にあるということが根本にあると思うんです。

だから、そのところを、今、佐用町で、どう変えなさいと言われても、これは、できない。

これは、国としてですね、今後、本当に、この土地の維持していく、これまでは個人所有という形で、土地というものが、大部分が、維持されてきてしたわけですけどもね、今、佐用町にでも、土地がもう管理できない。もう維持できないから、町に引き取って欲しいとか、町に寄附しますというような相談が、もう本当に、頻繁にあります。

現実まあ、こちらで生活をしていない。その親族、お子さんなんかは、もう都市で生活されてた。そういう方が、お父さん、お母さん、両親が亡くなられた後ですね、こちらで生活することもないし、また、その土地や田んぼや山をね、管理することも、力もない。また、する意思もないというような中でね、本当に今後、そういう土地を、どういうふうに、やっぱり、その土地も、国土でもあり、町の土地、町を構成している土地ですから、守っていかなくちゃいけない。管理していかなくちゃいけないわけですけども、それを、全部皆で、町がということは、町民皆が、それぞれが負担をするということになりますのでね、そういう形になってくると、全ての利用されないような土地を、行政が管理をしていくことが、じゃあ、これが本当に可能なかどうか。できるのかということにもなって、非常にまあ、こう、判断、もう、今の段階ではできない状況ではないかなと思っております。

問題意識としては、非常に、そういう大きな問題があることは、私も非常に、私個人としても非常に痛感をいたしております。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田議員。

2 番（新田俊一君） 町長が、そういう気持ちでおられることについては、感謝したいと思います。

まあ、僕の言わんとしておるとかも、よく理解していただいておりますので、まあ、いろいろとまあ、そういう方のことを、よく考えてね、徴収方法とも、やっぱりやっていただきたいなと、そういうふうに思います。

次に、お伺いするんですが、農地については、農地法により、売買にも、いろいろなところ、差し支えがあり、買いたくても買えない。要するに、土地が、個人の意思で売買することが難しいと考えますが、これは、4反以上、田んぼというか、農地を持っていないと、また、それを継続して作っていないと買えないとか、何とか、そういういろんな縛りがありますよね、農地の場合は。そういったことがあるので、非常にこう、ちょっとぐらい分けて欲しいと思っても、難しいところがあるというようなことなんです、その、小さいところでも、農地じゃなくても、どうしても、その、その土地が必要だという時には、何かの方法で、うまいことできるようになっとなんですか。そのへん、ちょっとお伺いしたいんですけど、ちょっと勉強不足ですいません。よろしくお願いします。

〔町長「農地法の問題か」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 農地につきましては、農地法、今、おっしゃいますように農地法で縛りがかかっておりまして、30 アール以上の所有ということになっております。これをクリアできるか、できないかという1つは、一番大きなハードルでございます。

その次に、農地法が求めているものは何かと言いますと、やはり耕作をするということ求めていますので、耕作ができるという、そういった資材ですね、こういった物も、当然、大事な要件になって参ります。

まあ、土地だけを求められて、それが遊休土地になったり、転売されていくといったことを防ぐという、やはり細分化されるということが、一番、農地を守るという観点からは、困った問題となるということでございますので、その点は、若干、縛りがあるということについて、ご理解いただきたいと思います。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田議員。

2番（新田俊一君） 例えば、ある家があって、今も、その車の置く所が手狭になったので、その横の土地を分けていただきたいというようなことになると、それが農地だって、ちょっと難しいんやというような話をよう聞いて、僕ら、何とかならんかちゅうような話もされるわけなんですけれども、僕が農林課へ行ってね、あれあしとけって言って、こういうようなことは言えないしね、やはり自分で行って、いっぺん相談された方がいいですよというようなことは、言うわけなんですけども、そういった時の、そのわずかな土地でも、車庫にするとか、ちょっと子どもの家が狭いんで、そこへちょっと増築したいんだというような時には、何かのこう、確かに、農地法で耕作することが目的であるんですけれども、そういった縛りも、何かこう、条件があって、どうしても、そういうことが、そこが使いたいんだというような時には、何とかこういう、ええ方法は、理解は、町の方でしていただけるんですか。ちょっとお伺いしたいと思います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 今のおっしゃるように、農地以外の物に転用するという、こういうケースの場合には、転用手続きを取っていただければ、これは面積の問題は、ある程度、クリアできる部分であれば、転用は可能でございます。

通常、自分の物を農地転用する場合には、四条申請と言いまして、農地法の中で申請をしていただきますし、他人の物を買って、それを自分の土地にしていくという場合には、五条申請という形での農地転用という方法がございます。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田議員。

2 番（新田俊一君） はい、ありがとうございました。

次に、遺産相続を受けないで、おじいさん、ひいじいさんまで、名義変更してない土地については、先ほど、町長もちょっとまあ、話されておったんですけれども、これ、ちょっとね、僕、おかしいと思うんですけれども、相続について、あれ、どない言いよったったんかいね、そういうあれを変えるあれはないんやと。ええんやというような感じを、ちょっとあれされておったんですけれども、例えば、町で購入しようとしても、相続人が大勢あって、10 人も 15 人もの印鑑をもらわないと、その土地が動けないというような状況になるわけなんですけれども、やはり、先ほど、町長がおっしゃっておったけども、やっぱり相続が、誰か、お父さんか、おじいさんか亡くなって、相続が発生すると、その相続人、法定相続人ですか、相続人が、早く、相続届を出して、遺産を相続するというのが望ましいと思うんですけれども、その時には、やはりもう、司法書士の所へ行行って、いろいろとしてもらて、印鑑もろて、かなりのお金が掛かる。また、相続税もかかってくると。ところが、そのまま、放っておいたら、相続税は、多分、かからないと思うんです。おじいさんやおばあさん。ずっともう、大きなこと言うようなけども、明治の初め頃から、相続が残っている所があるんですよ。

これやっぱり、町長、僕のこれ、勉強不足でいかなのんですけれども、そういうことは整理する必要はないんですか。どんなんですか。ちょっとお伺いしたいんですけれども。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、整理する必要は、実際あるんですよ。もう、それをしておかないと、後々いくらでも、先へ行くほどですね、非常にまあ、相続権者というのが、ドンドン増えていきます。何か、そこで土地の売買、また、何かに利用しようとした時にですね、また、例えば、町が、公共用地としてお願いをする時でもですね、これ本当にきちっとした、分筆登記をして、また、全体の登記をして、町が買い入れる。そのためには、今、土地の買収で一番苦労しているのは、この相続登記です。

ただ、その、今の国の制度上ですね、相続登記については、その、罰則義務というのがないんですよ。まあ言うたら、相続、放っておいても、何ら不利益を、逆に、ある意味では被らないという状況になってしまっています。

ですから、かえって、相続をすることによって、今、あまりそこから経済的な価値のない、田んぼや山、こういう物を相続してもですね、相続するための手続き費用だけがたくさんあって、もうしたくないと。

それに、まだ、今までちゃんと、例えば、自分の代の、父の、親父さんまで、きちっとできておれば、そこだけで済むわけなんですけれども、今、お話しのように、もうほとんどの場合がもう、2 代も 3 代も前から放置されている所が、非常に多いんですね。だから、それをしようとする、その相続の了解、まあ、相続人の、それぞれの手続きや了解の判を、同意を得るという行為ですね、そこにもの凄いお金が掛かるんですね。そういうことで、ますます、相続されない土地が増えてきているという現状です。

本当に、これは日本の国の、この国土、土地をですね、今後、ずっと管理をしていく上で、一番大きな障害になっていくんではないかと思えますし、日本の国の場合には、個人のこの権利ですね、所有権、非常に大事にしますから、なかなか、いわゆる職権、法的にですね、相続が難しいから、なかなか分からないから、じゃあ、その土地を、例えば、町有地にしますとかですね、町の公共用地として収用しますということができないんですね。

そのへんもですね、非常に今、いろんな事業を行っていく上でも、大きな障害になっておりますので、ここにも、答弁でも書かしていただきましたように、できる限り、相続手続きをですね、それぞれがしていただくということを、お願いをしていくしかない。今のところ、そういう状況です。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田議員。

2番（新田俊一君） 町長が、本当にこう、適切な答弁をされているので、あんまりこう、後、質問しにくいんですけれども、是非、そういうことのないように、そういう相続が発生する場合にはね、どの課でやられるんか分かりませんが、これは、ちゃんとやっぱり、相続を明らかにした方がいいんじゃないですかというようなことぐらいは、説明した方がええんじゃないかなと、そういうふうに思います。

次に、町道等について、移転登記がされてない土地は、ないのか。全て完了されておりますか。お伺いします。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、お答えください。町長。

町長（庵逄典章君） 当然、最近ずっとこう、事業を行っている土地についてはですね、先ほど、お話ししましたように、非常に相続は難しいんですけれども、しかし、それはいくら、経費がかかったとしてもですね、全て、相続人調査をして、登記を完全に行うということ、これは、きちっとやっております。

ただ、じゃあ、今言われる、町道の中に、全ての、その土地が、そういうふうに、町有地として、全て、登記がされていきますかというふうに問われますと、過去、町道というの、非常に長い中でですね、いろいろと改良されたり拡張されたりしてきております。

で、ずっとずっと以前の土地を引き継いできている。土地も、新しい道じゃなくてですね、道、そういう所は、以前は集落内ですね、自分達が土地を出しあって広げた所もあると思いますし、まあ、町としても、昔の事業として、私らも、若干、見聞きしておりますけれども、それこそ、登記が非常に難しくですね、登記ができないまま、分からないままですね、そのまま、登記せずに放置されている所もあると。まあ、そうして、土地を出しあった所を、後から、町道として認定をしたところもあります。

だから、町道認定を、例えばする時に、改めてまあ、そういう土地であれば、寄附採納、寄附をしていただいて、全て、町道としての登記をして認定をすればいいんですけれども、なかなかまあ、そこまでするというのは、非常にたくさんの、そういう、昔からの手続きというものを遡ってやっていかなきゃいけませんので、難しいということで、全てができているということではございません。

ただ、ずっと今、最近の事業を行っているのは、これはもう、全てきちとした手続きを行ってやっておりますので、そこは問題ないんですけれども、過去のものに問題はございます。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田議員。

2 番（新田俊一君） この、町道でもね、認定はされておるんですけども、今、町長がおっしゃったように、まだ、登記ができてないというところが、あちこちにあるわけなんです。ある時、仕事をしていますと、杭なんか打たれてね、ここへ入るなど。ここはわしとこの土地やと。わしがここは、税金を納めよんやというような話もございました。

で、今、見てみますと、やはり、さっき町長がおっしゃったように、皆でこう、出しあってね、作って、そのままになって、それをきちっと分筆して道路にしてなかったために、持ち主の人の土地が、（聴取不能）税金が掛かっておったというような状況もございます。

やはり、難しいだろうとは思いますが、せめてこう、町道に認定されておる所、そういったことについては、やはりあの、ちゃんと移転登記をしないと、非常にこう、今後、難しいことができてくるんじゃないかと思うので、是非、そのように進めていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、実際として、町道も 200 数十キロ、佐用町内には、ございます。で、まあ、そういう箇所がどれくらいあるのか。この調査をするだけでも大変な事務になると思いますし、まあ、どうしてもですね、その事業を、そこで行って、実際に、その、道路の改良や拡幅、そういうことを行う段階で、そういう問題が発生すれば、その段階で、処理をしていくという方法しか、現実のところは難しいというふうに思います。はい。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田議員。

2 番（新田俊一君） 町にこう、全部、町の土地になっとんかいなと思ったら、個人の土地だったというようなこともまあ、よく見かけるわけなんですけれども、昔の町の職員ですか、村の時分の役人さんが、もうええがい、そんなことはというようなことでやってあったんか、それはちょっと分かりませんが、それは、佐用町全体合わせたら、そういう所が、おそらく、何百箇所としてあると思います。それを、そのまま放置しておるということは、あまりこう、ええことではないと。やはり、そういったことは、やはり、整理をしていただきたい。

それは、確かに、町長が今、おっしゃったように、改良する時に、そういうふうにしていけば、それは確かに、難しいけれども、ちゃんとなっていくとは思いますが、何か、事がある時にとか、何かある時には、是非、そういうふうにして町道は、町の名義にしていきたいと、そういうふうをお願いしておきたいと思います。

次に、ちょっとお聞きしたいんですが、不在地主で土地や家屋が、そのまま放置されている。その固定資産税は、どのようになっているんですかね。結局、もう家には、誰もいないわけなんですけれども、土地、家、田んぼ、畑が、そのまま残っておって、僕が、あれ、誰が固定資産税払いよんかなと。誰も払いような感じがしないんですけど、そういう所があるんですけど、そういう所は、どのようにされておるんですかね。ちょっと

お伺いしたいと思います。

〔町長「税務課長」と呼ぶ〕

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（橋本公六君） 失礼します。

確かに、空家等、また、地元に所有者のいらっしやらない不動産、たくさんございます。

一応、どういう形で所有者おられるのか、調査はしておりますので、都会の方にいらっしやる方に、課税はさせていただいております。

空家でありまして、不在地主でありまして、所有者には、間違いございませんので、課税はさせていただいております。

ただ、そういう方が、現在、課税させていただいている方が、亡くなった場合の調査の方法が大変難しゅうございます。町外の方で、現在、3,000 人余り納税義務者がいらっしやいます。その中で、4 月には、納税通知書を送らせていただきますし、また、口座振替の手続き等していただいている方もございますし、そういう中で、例えば、郵便が帰って来たとか、通帳から落ちなくなったとか、まあまあ、本人さんから申し出があることもございますし、子どもさんから、相続関係の書類の評価証明とかの申請があったりします。

そういう中で、ああ、この人、亡くなったんかなというようなことがございましたら、調査をかけて、次は、どなたに相続代表者をしていただけますかというような書類を送らせていただきます。書類が出て来た場合には、その方に課税をさせていただきますし、もし、3 カ月ぐらい待っても出てこない場合につきましては、こちらから、申し訳ありませんけども、あなたに指名をさせていただきますということで、文書を送らせていただいて、課税をさせていただくというふうな手続きを取らせていただいております。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田議員。

2 番（新田俊一君） おそらく、何件かは、何百件かはあると思うんですけれども、僕とこの近くででも、家は、化け物屋敷みたいになってもてね、非常に危険な状態なんです。

それで、それを、そのまま、法定相続人ですか、相続するとか、多分ないと思うんです。全部、相続放棄したと思うんです。いらん言うて。その土地がね。相続はしないんですと。要りませんというような拒否したように聞いたんですけども、そのまま、草ぼうぼうで、家も酷いことになっておるし、田んぼの方も、もう、何人かの人草は刈ってくれよったんやけども、もう今は、大変なことになっておるというような状況で困っておるわけなんですけれども、そういったところへの課税は、固定資産税は、どのようになっているんですか。

今、町長が、おっしゃったけども、それはもう、保留のままで、すっばかいておくんですかね。何かの方法で、それは、整理して行かれるんか、ちょっと、そのへん、お聞きしたいんですけど。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） いや、今、税務課長が申しましたようにですね、そういう、こちらにいらっしゃらなくとも、当然、相続権者という者がおられる。そこの方に、その、当然、納税義務者として、納税をお願いしているということです。

ただ、今、新田議員が言われる、その相続を要しないと。放棄したと。だけど、放棄するといっても、じゃあ、自分で、いや要らない。放棄しますよだけでは、放棄にならないんですね。ちゃんと、その、法的な手続きを取られないと。それにも、やっぱりお金が掛かります。

だから、そういうふうに、法的に全てまあ、もう要らないから、そういう相続放棄を全て行いますということ、相続放棄をされる方というのも、これもまた、逆に、借金でもあったり、その、破産されたり、そういう形での相続放棄というのは、ありますけども、一般的には、そういう、相続をしたくないから、全て放棄を、相続放棄をするというような手続きをされる方というのは、あまり私は、聞いたことがないし、少ないと思います。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田議員。

2番（新田俊一君） 少ないと言われるんですけども、その保留のままだったらね、結局、全然、その固定資産税が入って来ないわけですのでね、誰も、放棄してもとうて、また、それだけ能力のある人であればええんですけども、能力のない人であれば、多分、駄目じゃないかと思うんですけども、そのへんのところは、どうなっとんかね。ちょっと、分からないんですけど。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） ちょっと、その法的な放棄をされているか。また、ただ、こちらにいらっしゃらないだけでね、今、税務課長が言いましたように、相続権者としては、おられて、そこに、当然、納税義務者として、こちらから通知して、納付書送らせて、納税をお願いしていると。ただ、その税を納めておられるかどうかは、また、別ですよ、それは。

だから、荒れているから、その相続人が放棄しているとかということでは、ないと思います。

必ず、まあ、基本的には、そこには、誰かが、相続されて、相続権者というものが、どこかには、おられるだろうと。だから、それに対して、税務課は、そういう、その調査をして、そういう代表、その方に、一応、連絡を取って、税の納付をお願いしていくという形をやっているわけですから。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田議員。

2 番（新田俊一君） これについて、大変難しいところがあると思うんですけどね、やはりこれも、整理して、ちゃんとしていただきたいと思います。

それと、その、町長が今、町の場合は、物納は駄目なんだというような話があるわけなんですけれども、まあ、うちとこの近くの、普通の個人の会社が持っておられたとかいう、そういう関係のとも、税金のことかどうか、知りませんけれども、競売に掛けられたというような土地がありますわね。それも、買うたりしたわけなんですけれども、差押えされるぐらいだったら、結局、競売に掛ける。場所のええところで、じきでも売れるようなところだったら、そういうことする。そうじゃなかったら、知らんというような感じではね、やはりちょっと、具合が悪いような気もするんですけども、町の場合でも、何ぼええ土地でも、役場の前の、この近くでも、もし、町が欲しいんじゃないかというようなところが、わしも税金もかなわんさかいに、これもう物納したいんやと言うて、その残りは金くれいやとか、買うてくれいやと言うた時には、物納で、その売買のお金もろた中なりで払っていくというような状況を作る時には、それは、言えるんですか、どうですか。ちょっと、お伺いしたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵道典章君） 税の問題と、例えば、その取り引きの問題とは、また、全然違います。

当然まあ、その、町として必要な土地であれば、今言うように、こういう用地の買収、土地の買収ということで、町がお願いして、まあ、当然、その時に、まあ、例えば、税が残っていたりね、その固定資産税があれば、まあ、それは、町が、それは、別に、税のために買収じゃなくって、町の公共事業の目的として、買収させていただいたお金で、払って、いくらか払っていただくということは、当然ありますけども、だから、町として、今、言われる、税金の納付するために、まず、それは、町が、その土地を物納いただいて、それを、例えば、町で、売るといふことの行為はできませんと。

それは、その段階で、個人の、その方が、誰かに、売っていただいて、お金にして、お金で納税をしていただくというのが、町税、法の中で、町の税の場合には、そういう方法しかできないということです。はい。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田議員。

2 番（新田俊一君） 佐用町ででも、ちょいちょい裁判所からこう、出ておる物件がありますよね。競売で。競売言うんですか。そういったことは、多分、差押えとか、また、物納の関係か、もう、よう金払わんでというようなことで、いろんな面で、競売かけて、一番高くでお金出したところが、買えるというような状況が、ちょいちょいあるわけなんですけれども、何か、そのへんが、町長は、そないなことはできんのやと言うてやし、何か、そのへん、ちょっと、僕分かりにくいんやけども。

土地があっても、よう子り守せんさかいに、まあ、早く言うたら、僕らも、田んぼが何ぼかあるんですけども、これほんまに、正直な話、こんなところで、言うてええんかな。

国から預かっておるだけのことでね、何ぼようけ持っておっても。

それで、年金だけになってもて、金よう払わんようになっておっても、ようけ、ええ宅地持っておったら、税金が、ドンドン掛かってくるで。もう、その、預かっておるやつだから、いずれはなくなってまうんやさかいに、返してもええんじゃないかなと。僕も、そう思うわけなんですけれども、昭和 15 年の、15 年じゃないですか、20 年か 21 年だったですか、マッカーサー元帥が、その、農地解放をやられましたわね。その時に、3 代続いたらええんじやというような話をされておりました。

しかし、ええ土地だったら、多分、町の方も、それを取って、競売に掛けて、先も、オークションで、扇風機とかストーブも、こう、オークション、パソコンで、何か、どこかで送って、売ったというような話もされておりましたんでね、土地でも、そういうことができるんじゃないかなと。だったらこう、もう、物納で、税金を、例えば、100 万あったら、300 万の価値がある物だったら、200 万は、その人へ返してあげて、いろんな（聴取不能）で、ええがいしたげたらどうかという、そういう気持ちで言ったんですけども、まあ、今の土地、あんまり大したことないんでね、そういうことも言えないんですけども、まあ、是非、これから、いろいろな、そういう問題が起きてくると思うんですけども、是非、納税者を傷めつけんように、ええ方法でこう、ああしていただくように、お願いしまして質問を終わりたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 先ほど、その、要するに、話し合いで、土地を、いただいて、それを町で売って、そのまま差し引きしてというようなことはできませんと。

ただ、当然、税の方ね、滞納で、最終的に差し押さえを行って、それを競売すると。そのことによって換金すると。そういうことは、これは当然、場合によってはできます。

だから、そういうことになるまで、ならないように、やっぱししていかなきゃいけないので、そここのところが、非常に難しい問題です。

ただ、最終的に、それは、誰もが固定資産税、本当に、これが一番大きな町の財源に、皆で納めていただいているわけなんで、今、新田議員が言われるように、昔のように、国から預かっておるものでね、個人の所有権というものを、今後、国として、そのへんを考え直していくということになれば、また、全く別問題ですけども、今は、日本の国というのは、個人の所有権というものを非常に、一番大きくこう、大事にしている制度の中で、行っておりますから、できる限り、それは、個人の方にも、土地を利用していただくと同時に、どこにおられても、相続されている方、相続権者については、固定資産税は、皆が、町を支えていくためには、皆で納めていただくということについては、ご理解をいただきたいと思っております。

2 番（新田俊一君） 是非、ひとつよろしく願います。ありがとうございました。
終わります。

議長（西岡 正君） 新田俊一君の発言は終わりました。
ここで暫時休憩したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） はい。

午後 0 1 時 5 5 分 休憩

午後 0 2 時 1 0 分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き会議を再開するわけですが、今日朝、会議始まる前に、台風 4 号に伴う形の中で、水防指令が、2 号が発令されると、テレビ放映ができないと。それは、川の水位をテレビで放映するということになっております。

もう少しですすね、予想として、水防指令 2 号が発令されるようであります。そんな状況でありますので、テレビで放映できなくなります。

しかしながら、議員の一般質問は、議会が、いわゆる町当局に、提案、行政の提案できる唯一の方法でありますし、住民の皆さん方にも見ていただく必要がありますので、本日の一般質問を取りやめたいと、このように、思っておるわけですが、今から、皆さん方にお諮りさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それではですね、お諮りします。後、6 名の方が、一般質問が残っておりますが、本日の日程はこれにて終了したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） それでは、ご異議なしと認めます。これにて、本日は終了いたします。

次の本会議は、明 6 月 20 日、午前 10 時に再開したいと思います。本日は、これにて散会いたします。大変、ご苦労さんでした。

午後 0 2 時 1 2 分 散会